# 青森県人事行政の概要

令和元年9月

青森県総務部人事課

# < 目 次 >

第	1部	青森県	人事	行政	の運	営制	沈况(	の概	要									· 1
Ι	任用	の状況																1
																		1
	(1)	職員数	の状況															1
	(2)	定員適	正化討	画の料	犬況													2
	• • •																	3
	(1)	新規採	用の状	<b>:</b> 況 ·														3
		障害者																3
	(3)	任期付																4
		- 121																5
	(1)	退職者	の状況	. · ·	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •				• • • •	• • •		• •	5
	(2)	再任用	の状況	···	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •						• • •		• •	5
I	人事	評価の	状況		• • • •	• • • •		• • • •	• • • •					• • • •	• • •		• •	7
I	[ 給与	の状況																13
																		13
	(1)	人件費	の状況	(普)	<b>通会</b> 計	†決算	[[	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• •	13
		職員給.																13
		ラスパ																13
		給与改																14
		給与制	-	-		_								• • • •				14
		は員の平:																15
		職員の																15
		職員の												• • • •				16
		職員の																16
		般行政!																17
		一般行																17
		国との																17
	(3)	昇給へ	の人事	評価(	の活月	月状沒	₹ .	• • • •							• • •		• •	18
		は員の手:																19
		期末手																19
		退職手	_															19
		地域手	_															20
	(4)	特殊勤	務手当	<b>á</b> ···		• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • •	• • • •	• •	20

	(5)時間外勤務手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(6) その他の手当 ······	31
	5 特別職の報酬等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	6 公営企業職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(1)工業用水道事業 ······	36
	(2)病院事業	39
	7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	(1)給与条例適用職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	(2)技能労務職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	(3) 公営企業職員(工業用水道事業)の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	(4) 公営企業職員 (病院事業) の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
IV	· 勤務時間その他の勤務条件の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
	1 勤務時間の状況 ····································	59
	(1) 通常の勤務時間 ····································	59
	(2) 早出遅出勤務 ····································	59
	(3)時差出勤 ·····	60
	2 休暇	63
	(1) 年次休暇の取得状況 ······	63
	(2)病気休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	(3) 特別休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	(4)介護休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	(5)介護時間の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	3 育児休業等の取得状況	67
	(1)育児休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	(2)部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	(3)育児短時間勤務の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	4 修学部分休業の取得状況	69
	5 高齢者部分休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	6 自己啓発等休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	7 配偶者同行休業の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
v	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	1 分限処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	2 懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
VI	[ 服務の状況	73
	-	73
	2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

VΙΙ	退職管埋の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/5
VII	研修の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
IX	福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	1 セクシュアルハラスメントの防止対策	79
	2 パワーハラスメントの防止対策	80
	3 定期健康診断の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	5 職員互助団体への補助の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
第	2部 青森県人事委員会の業務の状況	
1	競争試験及び選考の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ・・・・・・・・・・	3
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 ・・・・・・・・・・・	5
4	不利益処分に関する審査請求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

#### ※ 本概要における対象職員について

- ① 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)を指します。
- ② 職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、県土整備部(公営企業)、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

③ 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

# 第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

# I 任用の状況

#### 1 定数

#### (1)職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

			職員	員数 (人)	)	
区	分		Н30. 4. 1	Н31. 4. 1	増減	主な増減理由
			A	В	В-А	
	議	会	25	25		
	総務企画		727	737	10	国民スポーツ大会開催準備など
	税	務	176	175	<b>1</b>	再任用短時間職員への切替え
	民	生	454	456	2	全国障害者スポーツ大会開催準備など
6月.4二	衛	生	504	504	0	
一般行	労	働	91	96	5	職業訓練指導員の欠員補充など
政部門	農林	水産	1,077	1, 025	<b>▲</b> 52	地方独立行政法人青森県産業技術セン ター職員へのプロパー化など
	商	エ	170	160	<b>▲</b> 10	地方独立行政法人青森県産業技術セン ター職員へのプロパー化など
	土	木	606	605	<b>1</b>	再任用短時間職員への切替え
	小	計	3,830	3, 783	<b>▲</b> 47	
特別行	教	育	11, 452	11, 278	<b>▲</b> 174	児童生徒数の減少による教員の減員など
政部門	警	察	2, 681	2,694	13	警察官の欠員補充
以印门	小	計	14, 133	13, 972	<b>▲</b> 161	
普通会	計	計	17, 963	17, 755	<b>▲</b> 208	
公営企	病	院	1, 205	1, 205	0	
業等会	下力	と 道	6	6	0	
計部門	その	)他	35	35	0	
піны 1	小	計	1, 246	1, 246	0	
合	Ī	計	19, 209	19, 001	▲208	

- (注) 1 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。
  - 2 職員数のとらえ方の違いにより、次ページの定員適正化計画における職員数とは一致しない。

#### (2) 定員適正化の状況

執行体制の簡素化を図りながら、限られた人員で質の高い効果的な行政サービス を提供するため、職員数について部門毎(一般行政・教育・警察)に目標を定め、 計画的に管理してきました。

部門別の計画の内容及びこれまでの実績は、次のとおりです。

#### 【一般行政部門】

○対象・・・一般行政部門(教育、警察、病院及び公営企業を除く部門)

人数	年度(人)	H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	Н31	計
計	職員数	3, 918	-	1	(3, 888)	1	-	3, 858	_
画	適正化数		<b>▲</b> 30			<b>▲</b> 30			<b>▲</b> 60
実	職員数	3, 918	3, 931	3, 824	3, 822	3, 841	3, 849	3, 800	_
績	適正化数	13	<b>▲</b> 107	<b>^</b> 2	19	8	<b>▲</b> 49	_	<b>▲</b> 118

<sup>※</sup>再任用短時間勤務職員を除く。

# 【教育部門】

○対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

人数	年度 (人)	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	Н31	計
計	職員数	484	_	_	(479)			474	_
画	適正化数		<b>▲</b> 5			<b>▲</b> 5		-	<b>▲</b> 10
実	職員数	484	488	484	471	473	472	460	_
績	適正化数	4	<b>4</b>	<b>▲</b> 13	2	<b>1</b>	<b>▲</b> 12	-	<b>▲</b> 24

<sup>※</sup>再任用短時間勤務職員を除く。

#### 【警察部門】

○対象・・・警察部門の一般職員

人数	年度 (人)	H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	Н31	計
計	職員数	376	_	_	(369)	_	_	366	_
画	適正化数		<b>▲</b> 7			<b>A</b> 3		1	<b>▲</b> 10
実	職員数	376	374	374	369	366	366	366	_
績	適正化数	<b>A</b> 2	0	<b>\$</b> 5	<b>A</b> 3	0	0	_	<b>▲</b> 10

<sup>※</sup>再任用短時間勤務職員を除く。

#### 2 採用

#### (1)新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則として おり、大学卒業程度、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の職員採用試験並び に警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難い場合については、 選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

		区分	平成 30 年度中の 新採用者数(人)	H31.4.1 付けの 新採用者数(人)
競争詞	式験 台	<b>注</b>	261	224
	大学卒	業程度 計	127	102
		行政	56	49
		警察行政	2	4
		化学	2	4
	内訳	薬学	5	0
		心理	1	1
		福祉	9	10
		保健師	3	0
		農学	7	4
		畜産	3	3
		林業	4	1
		水産	3	3
		総合土木	24	20
		電気	4	1
		建築	3	2
		機械	1	0
_	大学卒	業程度(社会人枠) 計	7	6
		行政	3	2
	内訳	化学	1	0
	L 11/7	農学	1	1
		総合土木	2	3
	短期大	学卒業程度 計	1	2
		栄養士	0	1
		司書	1	1

	高等学	校卒業程度 計	35	34
		一般事務	8	1
		教育事務	18	25
	内訳	警察事務	5	4
		林業	0	1
		総合土木	4	3
	警察官	計	91	80
		警察官A(大学卒業程度)	55	36
		警察官B(高等学校卒業程	36	44
		度)	30	44
選考技	采用 台	h	321	322
		教員	246	283
		医師	1	0
		獣医師	9	8
	内訳	看護師	40	5
	身体障害者		5	7
		任期付職員	1	6
		その他	19	13

<sup>(</sup>注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

#### (2)障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により全ての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

平成30年6月1日時点で、知事部局では66人の障害者を任用し障害者雇用率は2.33%(法定雇用率2.5%)、病院局では16人を任用し障害者雇用率は2.61%(同2.5%)、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では103人(県費負担教職員を含む。)を任用し障害者雇用率は1.54%(同2.4%)、警察本部では3人を任用し障害者雇用率は1.29%(同2.5%)という状況となっています。

- (注) 1 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率
  - 2 県費負担教職員:県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

#### (3) 任期付職員の採用状況

高度で専門的な知識経験を備えた人材採用の円滑化、期間が限定された専門業務への効率的な対応などを図るため、任期を定めた職員の採用を行っており、平成31年4月1日までに一般行政職を31人採用しています。

なお、平成31年4月1日現在では、一般行政職で16人を任用しています。

#### 3 退職

#### (1)退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職(本人の自発的な意思に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など)があります。

平成30年度中の退職者の状況は、	次のしむりです
一半成、30 平長 中りが城省りが水がよ、	水のとわりじり。

	区分		病院局	教育庁 等	警 察	# <del> </del>
退職者	首数 (人)	260	99	606	84	1, 049
内訳	定年退職者	117	15	421	52	605
トプログ	普通退職者など	143	84	185	32	444

- (注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長 を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。
  - 2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員(県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員)を含めている。(以下同じ。)

#### (2) 再任用の状況

高齢者が長年培った知識経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は、次のとおりです。

			H30. 4. 1	時点の任	£用総数		H31.4.1 時点の任用総数					
区	分	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警察	# <u></u>	
再数	任用者	169	27	378	78	652	186	34	440	69	729	
内	フルタイム 勤務	97	16	374	78	565	114	20	438	69	641	
訳	短時間 勤務	72	11	4	0	87	72	14	2	0	88	

(注) 「短時間勤務」とは、1週当たり19時間22分30秒の勤務を指す。

#### Ⅱ 人事評価の状況

人事評価の実施等については、地方公務員法第23条から第23条の4までの規定において 定められており、各任命権者が人事評価実施要綱に基づいて人事評価を実施しています。 各任命権者による人事評価の概要は、次のとおりです。

# <知事部局等(※)、教育庁及び学校以外の教育機関>

	争叩问寺(☆/、教育)及い子仪以外の教育機関/				
制度概要	能力評価及び業績評価を実施				
	○能力評価				
	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮さ				
	れた職員の能力を客観的に評価する。				
	○業績評価				
	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定した業務目標				
	以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価する。				
対象職員	一般職の職員				
7,4,33,10,65	他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により評価の実施が困				
	難である職員の評価については別途定める。				
	VE 6 22 0 1962 ( 2 11 1961 - 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1				
評価期間等	○能力評価				
H 1 1111/93/11/3	評価基準日:9月1日				
	評価対象期間:10月1日~翌年9月30日				
	○業績評価				
	<前期>				
	評価基準日:9月1日				
	評価対象期間:4月1日~9月30日				
	(後期)				
	評価基準日:2月1日				
	評価対象期間:10月1日~翌年3月31日				
	武川以 多 別				
評価基準					
評価基準					
	· 総合評価				
	字語 内容				
	S 現在の職位で期待・要求される水準を大きく上回り非常に優れていた。				
	A 現在の職位で期待・要求される水準を上回り非常に優れていた。				
	B 現在の職位で期待・要求される水準をおおむね満たしていた。				
	C 現在の職位で期待・要求される水準を下回り劣っていた。				
	D 現在の職位で期待・要求される水準を大きく下回り著しく劣っていた。				

	・総合評価         評語       内容         S       今期当該ポストに求められた期待水準を大きく上回る役割を果たした。         A       今期当該ポストに求められた期待水準以上の役割を果たした。         B       今期当該ポストに求められた役割をおおむね期待水準どおりに果たした。         C       今期当該ポストに求められた期待水準を下回る役割しか果たさなかった。         D       今期当該ポストに求められた期待水準を大きく下回る役割しか果たさなかった。					
評価結果の活	被評	価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するほ				
用	か、被評価者の人材育成に積極的に活用するよう努める。					
その他	・人事	評価及び評価結果に対する相談対応体制を整備				
	• 評価	者研修を実施				

<sup>※ 「</sup>知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局(病院局及び各種委員会等の事務局)を指す。

# <教育委員会の所管に属する県立学校>

<教育委員会の所管に属する県立学校>						
制度概要	能力評価及び業績評価を実施					
	○能力評価					
	標準職務遂行能力及び評価基準に基づき、職員が職務遂行の過程で発揮					
	した意欲及び能力を評価する。					
	○業績評価					
	評価基準に基づき、職員があらかじめ設定した職務遂行上の自己目標の					
	達成状況及び設定した自己目標以外の取組等の業績を評価する。					
対象職員	非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の					
	職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び県教育委員会教育長の指定					
	する者を除く全ての職員					
評価期間等	○能力評価 					
	評価基準日:2月1日					
	評価対象期間:4月1日~翌年3月31日					
	(2) 行政職等					
	評価基準日:9月1日					
	評価対象期間:10月1日~翌年9月30日					
	〇業績評価 (4.) **/ *********************************					
	(1)教育職					
	評価基準日:2月1日					
	評価対象期間:4月1日~翌年3月31日					
	(2) 行政職等					
	<前期> □ ○ 日 1 日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
	評価基準日:9月1日					
	評価対象期間:4月1日~9月30日					
	<後期 >					
	評価基準日:2月1日   評価対象期間:10月1日~翌年3月31日					

# 評価基準 ○能力評価 • 総合評価 能力評価の評価基準 評価 段階 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を大幅に上回っ S ている。 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を上回っている。 Α 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)に達している。 В 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を下回っている。 С 職務を遂行する上で発揮が期待される水準(標準職務遂行能力)を大幅に下回っ D ている。 ○業績評価 •総合評価 評価 業績評価の評価基準 段階 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に特に大きく寄与した。 S 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に大きく寄与した。 Α 職務を遂行する中で、学校目標等の達成に概ね寄与した。 В 職務を遂行する中で、学校運営に支障をきたすことがあり、学校目標等の達成に C 寄与することが少なかった。 職務を遂行する中で、学校運営に大きな支障をきたし、学校目標等の達成に寄与 D することがほとんどなかった。 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するほ 評価結果の活 か、被評価者の人材育成に積極的に活用するよう努める。 用 ・人事評価全般及び評価結果に対する相談対応体制を整備 その他

・評価者研修会及び要望に応じた研修講座等を実施

# <警察本部>

く言分や叩く	T						
制度概要	能力評価、業績評価及び総合評価を実施						
	○能力評価						
	当該職位に求められる職務遂行能力について、評価項目ごとに定める着						
	眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に						
	評価する。						
	○業績評価						
	職員が自らの担当する職務について、あらかじめ設定した業務目標の達						
	成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価						
	する。 - 044 A = 1/17						
	○総合評価						
	評価期間において、職員が当該職位に求められる役割を果たした程度						
	を、能力評価及び業績評価の結果を踏まえて、総合的に評価する。						
対象職員	警視以下の警察官及び一般職員						
評価期間等	○能力評価						
	毎年4月1日から3月31日まで						
	○業績評価						
	毎年4月1日から9月30日まで(前期)及び10月1日から3月31						
	日まで(後期)						
	○総合評価						
	毎年4月1日から3月31日まで						
云/T 甘 ※	一番中華   日から 3 月 3 日 日ま						
評価基準							
	○ 個別評語						
	S 特に優秀 求められる行動が確実にとられており、付加価値を生						
	は、他の職員の模範となるなどの職務遂行状況であった。 A 通常より優秀 求められる行動が確実にとられていた。						
	B 通常 求められる行動がおおむねとられていた。						
	C 通常より物足りな 求められる行動ができた場合もあったが、できなかっ						
	い たことの方が多く物足りなかった。						
	D はるかに及ばない 求められる行動が全くとられていなかった。						
	○ 全体評語						
	S 特に優秀 求められる行動が全て確実にとられており、当該職位						
	として特に優秀な能力発揮状況であった。						
	A 通常より優秀 求められる行動が十分にとられており、当該職位として優秀な能力発揮状況であった。						
	通常 求められる行動がおおむねとられており、当該職位と						
	B して求められる能力がおおむね発揮されている状況であ						
	った。 「通常より物足りな」 求められる行動がとられないことがやや多く、当該職						
	C   連吊より物足りな						
	D はるかに及ばない 求められる行動がほとんどとられておらず、当該職位						
	に必要な能力発揮状況でなかった。						
ĺ							

	【業績評価】
	○ 個別評語
	S 特に優秀 問題なく目標を達成し、期待をはるかに上回る成果をあげた。
	A 通常より優秀 問題なく目標を達成し、期待された以上の成果をあげた。
	B 通常 目標をほぼ達成し、期待された成果をあげた。
	通常上り物見りた 日煙の遠むが不上公でもり 期待された出思わもげこれかん
	C   一 C
	□ はるかに及ばない 本人の責任により、目標の達成が不十分であり、通常の努力
	D しょうべんがあるとしている。 によって得られるはずの成果水準にはるかに及ばなかった。
	○ 全体評語
	S 特に優秀 今期求められた水準をはるかに上回る役割を果たした。
	A 通常より優秀 今期求められた水準を上回る役割を果たした。
	B 通常 今期求められた役割をおおむね果たした(通常)。
	C 通常より物足りな 今期求められた水準を下回る役割しか果たしていなかった。 い
	D はるかに及ばない 今期求められた役割をほとんど果たしていなかった。
	【総合評価】 ○ 全体評語
	S 特に優秀 当該職位として特に優秀な能力発揮状況であり、かつ、求められた水準をはるかに上回る役割を果たした。
	A 通常より優秀 当該職位として優秀な能力発揮状況であり、求められた水準 を上回る役割を果たした。
	B 通常 当該職位として求められる能力がおおむね発揮されている状況であり、求められた役割をおおむね果たした。
	C 通常より物足りな 当該職位として十分な能力発揮状況とはいえず、求められた い 水準を下回る役割しか果たしていなかった。
	D はるかに及ばない 当該職位として求められる行動がほとんどとられておらず、 求められた役割をほとんど果たせなかった。
評価結果の活 用	被評価者の任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用する。
その他	条件付採用職員について、条件付採用期間満了前に特別評価により能力

評価を行う。

#### Ⅲ 給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

#### <u>1 総括</u>

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

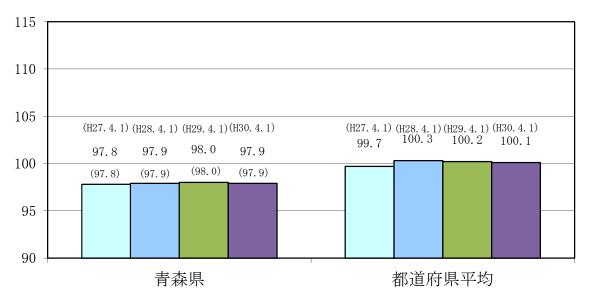
区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成31年1月1日)	A		В	B/A	29年度の人件費率
30年度	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	1, 292, 709	645, 938, 484	2, 650, 564	166, 874, 889	25. 8	24. 9

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年及	17, 963	78, 098, 227	14, 056, 244	28, 954, 366	121, 108, 837	6, 742

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には 当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率)/ (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

#### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

ĺ							
	区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧 告	給与改定率	
		A	В	A - B	(改定率)		
	30年度	円	円	650	%	%	
		351, 031	350, 381	(0.19%)	0. 17	0. 17	

(参考) 国の改定率
% 0. 16

<sup>(</sup>注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員会の勧告				
区 分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	
	割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	
	4. 26	4. 20	0.06	0.05	4. 25	

<sup>(</sup>参考) 国の年間 支給月数 月 4.45

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等 に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

#### [ 平成27年4月1日 ]

- 一般行政職の給料表については、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%の引下げ。
- (激変緩和のため、平成31年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を実施。) 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②地域手当の見直し

地域手当の見直しについては、国と同様に平成27年4月1日より段階的に実施。

#### ③その他の見直し内容

平成27年4月1日より、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について国の見直しを踏まえて見直しを実施。

#### (6) 特記事項 なし

<sup>(</sup>注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
青森県	42.9 歳	316,500 円	379,932 円	346,334 円	

#### ②技能労務職

 5 12 H2 7 17 194								
	公 務 員							
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額			
					(国比較ベース)			
青森県	51.0 歳	283 人	301,100 円	337, 955 円	321,449 円			
うち用務員	51.7 歳	87 人	303, 100 円	338, 245 円	325, 361 円			
うち自動車運転手	50.5 歳	78 人	306, 300 円	347, 349 円	328,658 円			
うち守衛	47.0 歳	2 人	314,600 円	350, 450 円	334,683 円			

#### ③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
青森県	46.0 歳	372,000 円	418, 127 円	

#### ④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
青森県	47.5 歳	382, 400 円	424,308 円		

#### ⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
青森県	38.4 歳	302,500 円	420,697 円	334,729 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平 均である
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

# (2) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

-/ 1002 - D41271F	1 - 0100 ( )	/94 1 -/4 - 1. /61-	
区	分	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	_
	中学卒	134, 200 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	202,300 円	-
	高 校 卒	_	
小・中学校教育職	大 学 卒	202,300 円	
	高 校 卒	_	-
警 察 職	大 学 卒	202,000 円	209,700 円
	高 校 卒	171,200 円	171, 200 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

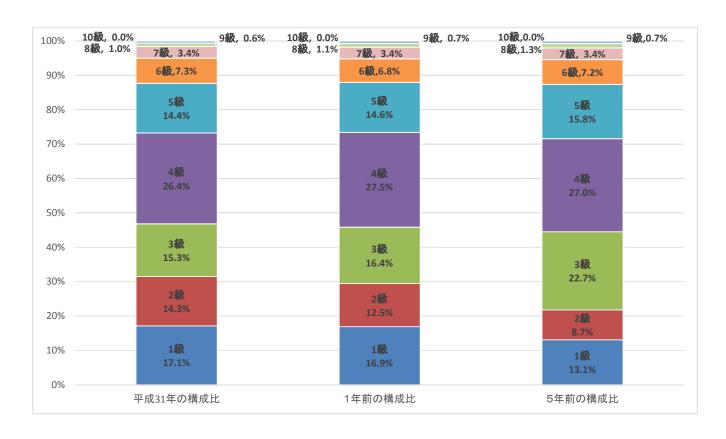
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	247,635 円	350,509 円	375, 598 円	397,069 円	
	高 校 卒	213, 300 円	299,636 円	348,075 円	368,870 円	
技能労務職	高 校 卒	207, 200 円	275, 950 円	299,033 円	317,567 円	
	中 学 卒	- 円	- 円	286,700 円	297,600 円	
高等学校	大 学 卒	286, 821 円	371,450 円	400,076 円	415, 497 円	
教育職	高 校 卒	- 円	- 円	348,900 円	382, 133 円	
小・中学校	大 学 卒	287, 194 円	367,771 円	391,629 円	404, 904 円	
教育職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
警 察 職	大 学 卒	271,382 円	361,839 円	387, 240 円	401,672 円	
	高 校 卒	250,717 円	319,517 円	365,600 円	381,312 円	

#### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

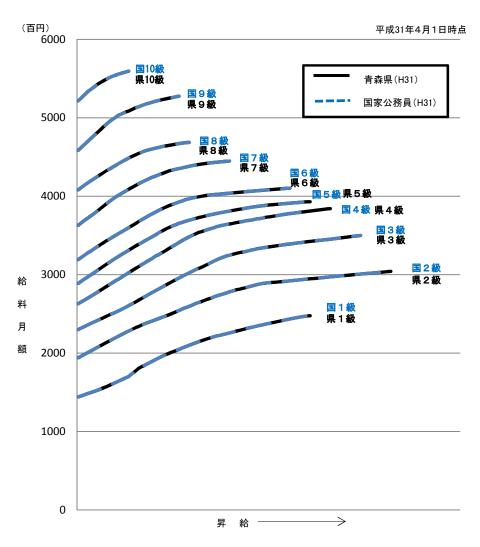
#### (1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(平成31年4月1日現在)

\ <u>+/</u>	70111		1 /94 1 - 24 -	F 76 PA7		
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事、技師	人	%	円	円
1	形义	土尹、汉叫	724	17. 1	144, 100	247, 600
2	級	主事、技師	人	%	円	円
	ЯУX	土事、汉叫	608	14. 3	194,000	304, 200
3	級	主査、係長	人	%	円	円
3	/I/X	工旦、床及	650	15. 3	230, 000	350,000
4	級	主幹	人	%	円	円
4	ЛУХ	工籽	1, 120	26. 4	263, 000	384, 200
5	級総括主	総括主幹	人	%	円	円
3	/IVX		612	14. 4	288, 900	393, 000
6	級	副参事	人	%	円	円
U	ЛУХ	田かず	309	7.3	319, 200	410, 200
7	級	課長	人	%	円	円
,	ЛУХ	麻及	145	3. 4	362, 900	444, 900
8	級	次長	人	%	円	円
0	ЛУХ	MX	44	1.0	408, 100	468, 600
9	級	部長	人	%	円	円
3	ЛУX	Ж	25	0.6	458, 400	527, 500
1 0	級		人	%	円	円
1 0	ЛУХ		0	0.0	521,700	559, 500

- (注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)



#### (3) 昇給への人事評価の活用状況 (青森県)

	平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	(	)	C	)	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0	0	
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)					
П.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

青森	県	国		
1人当たり平均支給額(30年	度)			
	1,612 千円	_		
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)		
期末手当勤勉手当		期末手当 勤勉手当		
2.5 月分	1.75 月分	2.6 月分 1.85 月分		
(1.4) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分 (0.9) 月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等に ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%	よる加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%		

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (青森県)

平成30年度中における運用		管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している		)	(	)	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0	
	上位、標準の成績率		0			
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

### (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

	青	森県					国		
・基本額					・基本額				
(支給率)	自己都合	ì	勧奨・定	年	(支給率)	自己都合		応募認定	· 定年
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
・調整額					・調整額				
職員の在職の区 額を合計した額				の調整月	職員の在職の区 額を合計した額				の調整月
その他の加算措	置 定年	前早期退	職特例措置	<u>.</u>	その他の加算措	置 定年	前早期退	職特例措置	<u>置</u>
	(2%	5 ~ 20%t	川算)			(3	~ 45%加	算)	
(退職時特別昇	給	制度なし	)						
1人当たり平均支	給額 自	己都合	3,	394 千円					
	勧	」奨・定年	21,	535 千円					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)				45,676 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)				761,267 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	数	国の制度(支給率)	)
東京都特別区	20 %	30 人		20 9	%
大阪市	16 %	5 人		16	%
医師	16 %	13 人		16	%
名古屋市	15 %		4 人	15	%
福岡市	10 %	4 人		10	%
仙台市	6 %	3 人		6 9	%
札幌市	3 %		1 人	3 9	%
平均支給率	16 %			16	%

<sup>(</sup>注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている 一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

#### (4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)					1,448,291 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)					175, 465 円
職員全体に占める手当支	給職員の割合(30年度)				46.5 %
手当の種類 (手当数)					19
手当の名称	手当の名称 主な支給対象職員 主な支給対象等			支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	税務課又は地域県民局の県税部に勤務する職員	出張して納税義務者等(国 及び地方公共団体等を除 く。)と直接接して行う県税の 調査、検査、徴収、滞納処 分又は犯則事件の調査若し くは処分に関する業務		1,204 千円	日額 600円
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に 従事する職員のほか、こ れと同一の場所、時期、 条件等において防疫作 業に従事するその他の 職員	(1)感染症が発生し、 生するおそれのある おける、感染症患者 護又は感染症の病 着等の物件の処理 (2)家畜伝染病が発 は発生するおそれの 合における、家畜伝 病菌を有する家畜等 る防疫作業	場合に 等の教 原体の付 作業 といる い 決病の	20 千円	日額 300円

	T			T
福祉業務手当	(1)福祉事育所におびます。 (1)福祉事育所におび指導監督を行う行う所に (2)児童 (2)児童 (2)児童 (2)児童 (2)児童 (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) 事 (6) 事 (6) 事 (6) 事 (6) 事 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	(1)生活保護法の規定によりを保護法の規定によりを保護者の民族という。 (1)生活保護法の規定には強力という。 (2)要保護者の民族との定義を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	17,334 千円	(1)左記(2)~(4)、(8)(9)の業務に従事することを常例とする職員月額12,600円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等日額600円)(2)左記(10)の業務に従事することを常例とする職員月額18,900円(再任用問勤務職員及び育児短用問勤務職員等日額900円)(3)上記(1)及び(2)以外の職員のうち、左記(1)~(6)、(8)(9)(11)の業務に従事した職員日額600円(4)上記(1)及び(2)以外の職員のうち左記(7)の業務に従事した職員日額300円
職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)		8,978 千円	月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円)
診療手当	地域県民局の地域健康 福祉部、環境保健セン ター、精神保健福祉セン ター、あすなろ療育福祉 センター及びさわらび療 育福祉センターにおい て医師又は歯科医師と して従事する職員	医療	9,344 千円	支給額=基準額+加算額 基準額 32,000~80,000円 加算額 あすなろ療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長が、救急患者又は 入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した 場合の勤務1回につき1,620円として計算した額
危険作業手当	商工政策課、消防保安 課、地域県民局の地域 農林水産部及び地域整 備部、空港管理事務所 に勤務する職員	(1)地上又は水面上10メート ル以上の足場の不安定な箇 所における作業 (2)坑内における作業 (3)11月から翌年4月までの 期間内において、滑走路の 摩擦係数を測定する作業	185 千円	日額 300円

衛生検査手当	(1) 地域県民局の地域健康福祉部、保健所又は食肉衛生検査所に勤務する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。)(2) 環境保健センター又は原子カセンターに勤務し、研究職給料表の適用を受ける職員又は東青地域部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける職員以外の職員	(1) 寄生虫若しくは寄生虫卵 又は結核菌その他の病原体 の検索又は調査の作業 (2) 健康を害するおそれのあ る有害ガスの発生を伴う化 学的検査の作業	2,699 千円	(1)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額300円) (2)(1)又は(2)の作業に従事する ことを常例としない職員 日額 300円
夜間看護手当	あすなろ療育福祉セン ター又はさわらび療育福 祉センターに勤務する 看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日の午前5時前 の間)において行われる看護 等の業務	5,987 千円	勤務1回につき 3,600円
放射線取扱手当	地域県民局、保健所、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師	月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合	0 千円	支給要件に該当することとなった 月1月につき 6,300円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務 する職員	獣畜のと殺若しくは解体の 検査又は食鳥検査の業務	10,991 千円	(1) 左記の業務に従事することを 常例とする職員 支給額 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額900円) (2) 左記の業務に従事することを 常例としない職員 日額 900円 (月額の衛生検査手当の支給を 受ける職員については600円)
狂犬病予防等作業手当	(1)狂犬病予防員等である職員 (2)動物愛護センターに 勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業(2)を記(2)の職員が従事する、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。) 若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業	266 千円	日額 300円
病害虫防除手当	病害虫防除所に勤務す る職員	植物防疫法第32条第4項に 規定する事務のうち、有害動 物又は有害植物の発生を予 察するための現地調査	194 千円	日額 300円

家畜診療手当	地域県民局の地域農林 水産部家畜保健衛生所 に勤務する獣医師の資 格を有する職員		6,512 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)	
用地買収交渉等手当	農村整備課、監理課、 地域県民局の地域農林 水産部及び地域整備部 又は学校施設課に勤務 する職員	用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務	312 千円	日額 300円	
犯則取締等手当	(1)医療薬務課に勤務する職員 (2)水産振興課に勤務する職員 (3)病害虫病除所に勤務する職員	(1)左記(1)の職員が従事する、麻薬及び向精神神速取締法第54条第5項網上之下で、南漢教子、司法警察員、事務的作業を除く。)又は被疑事の方的費者(2)の職員別が従反の職員の人間の方が、企業を除く。)又は被疑事の人間の一次の一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	136 千円	日額 600円	
公害等調査手当	(1) 環境保全課、原子力安全対策課に勤務する職員(2) 地域県民局の環境管理部、環境保健センター又は原子力を設務するで、対象の衛生検査手当を受ける者以外の職員(3)環境政策課に勤務する職員	(1)左記(1)及び(2)の職員が、 出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又関立。 等の大きないでは、 の業務 (2)左記(2)のうち、地域県民局の環境でで行う健康を害する恐れのある有害が企業を得って行う健康を表の業務 (3)環境で理部の職員を害する恐れのある有害が変とのでいる。 第5度の策課、環境保全課又は地域県民局の乗物の大きなの、 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	577 千円	日額 300円	

実習指導手当	(1)消防学校に勤務する 職員 (2)営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教 頭及び総務課の職員以 外の職員	(1)左記(1)の職員が、地上10 メートル以上の高所におい て救助又は消火活動の訓練 に従事する業務 (2)左記(2)の職員が、機械・ 器具等を使用して実技を通 して農業に関する実習に従 事する業務で、次に掲げる 業務以外の業務 ①講務室又は実験室で行う 業務 ②正規の勤務時間外に行う 動物の飼育又は機械、器具 等の維持及び管理の業務	454 千円	(1) (1)の業務に従事する職員 日額 300円 (2) (2)の業務に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については日額300円) (3) (2)の業務に従事することを常例としない職員 日額 300円
実習指導補助手当	営農大学校に勤務する 職員(総務課の職員を除 く。)	③監督業務又は引率業務 実習指導手当の支給対象 業務の補助業務	228 千円	日額 300円
災害応急作業等手当	(1)地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は空港管理事務所に勤務する職員(2)消防保安課に勤務する職員(3)右記(3)(4)の業務に従事する職員	(1)左記(1)の職員が、よりの 等異常にはいている。 等異が、よりの 、よりの 、よりの 、よりの 、よりの 、よりの 、なりで 、なりで 、ための 、なりで 、大きにおいて行う、 、他の 、ので 、大きにおいて行う、 、他の 、ので 、大きにといる 、大きにといる 、大きに、 、大き、 、大き	0 千円	(1)の作業 ①巡回監視 日額 300円 (作業が日没時から日出時まで の間において行われた場合は、 600円) ②応急作業又は応急作業のた めの災害状況の調査 日額 600円 (作業が日没時から日出時まで の間において行われた場合は、 900円) (2)の作業 日額 300円 (3)の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業 務に従事した場合は、搭乗時間 1時間につき2,470円 (4)の作業 4万円を超えない範 囲内で人事委員会が定める額

学校職員の特殊勤務手当	校職員の特殊勤務手当					
職員の特殊勤務手当 に関する条例(昭和 26年7月17日青森県 条例第39号)第18条 第1項に掲げる号	昭和 森県 主な支給対象職員 主な支給対象業務 18条		支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価		
第1号(教員特殊業務手当)	務職員に限る。人命佰舎指導員又は実習助手	(1)次に掲げる学校管理下において行う業務 ①非常災害時における見は緊痛をはなり、 ②まずり、では生徒の防災者してはり、では生徒の防災者とは生徒の防災者とは生徒の防災者とは生徒の大きなでは、 ※の場では、生生後のでは、 ※ののでは、ないでは、 ※ののでは、 ※ののでは、 ※ののでは、 ※のでは、	731,955 千円	(1)①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 7,500円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円 (4)日額 2,700円		
第2号(多学年学級 担当手当)	小学校又は中学校の2 ,以上の学年の児童又は な 生徒で編制されている 学級を担当する教諭、助 教諭及び講師	当該学級における授業又は 指導 (1)3の学年の児童又は生徒 で編制されている学級にお ける授業又は指導 (2)2の学年の児童又は生徒 で編制されている学級にお ける授業又は指導	8,279 千円	(1)日額 350円 (2)日額 290円		

第3号(教育業務連 絡指導手当)	教諭のから、教務等のから、教務を表別での連絡を表別での連絡を表別での連絡を表別での連絡を表別での連絡を表別での連絡を表別である。 一、連絡を表別での連絡を表別である。 一、連絡を表別である。 一、連絡を表別である。 一、連絡を表別である。 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	当該担当に係る業務	104,057 千円	日額 200円
	学校職員のうち次に掲 (1)特別支援学校に動員 (1)特別支援学校に動業を教育、選挙教育、選挙教育、選挙教育、選挙教育、選挙を表 (2)小等学教教育、関係で、関係では、 (2)小等学教を表 (2)小等学教を表 (2)小等学教を表 (2)小等学教を表 (2)小等学教を表 (3)小等学教を表 (3)小等学教を表 (3)小等学教を表 (3)小等学教を表 (4)小等学教を表 (5)小等学教を表 (5)小等学教を表 (6)小等学教を表 (6)小等学教を表 (7)小等学教を表 (7)小等学教を表 (7)小等学教をを (7)小等学教を (7)から (7)か	障害のある幼児、児童又は 生徒に対する授業又は指導	295,144 千円	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育 児短時間勤務職員等 日額600円)
第 5 号(漁業実習指 導手当)	八戸水産高等学校の実 習船の乗組職員	次に掲げる漁業実習指導(1)遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合(2)沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の職務に従事する場合	3,735 千円	(1)遠洋漁業実習 ①航海中 日額 600円 ②操業中 日額 1,200円~ 5,280円 (2)沿岸漁業実習 操業中 日額 300円

警务	<b>警察職員の特殊勤務手当</b>					
	職員の特殊勤務手当 に関する条例(昭和 26年7月17日青森県 条例第39号)第19条 第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
	第1号(刑事警備作業手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	刑事警備作業	62,705 千円	日額 560円 (少年補導職員 日額340円)	
	第2号(警衛警護手当)	警察本部長が指定する 警察官	側近警衛又は身辺警護の作 業	279 千円	(1)天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛日額1,150円(2)(1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛日額640円(3)警護要則第2条に規定する警護対象者の警護日額640円	
	第3号(犯罪鑑識作業手当)	警察官(管理職手当の支 給を受ける職員を除く。) 又は警察官以外の警察 職員	犯罪鑑識作業	4,225 千円	日額 560円 (専ら内勤作業に従事した場合 は280円)	
	第4号(交通捜査取 締等手当)	警察官(管理職手当の支 給を受ける職員を除く。) 又は警察官以外の警察 職員	交通捜査取締等	19,943 千円	(1)交通事件、違反等の捜査作業 日額 560円 (2)高速道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 840円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 1,260円) (3)一般道路上における交通人 身事故等の捜査作業 日額 560円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 840円) (4)交通指導、取締りのため交通 取締用自動二輪車を運転する作業 日額 560円 (5)交通指導、取締りのため交通 取締用四輪車を運転する作業 日額 420円 (6)高速道路上における交通整 理、交通取締り等の作業 日額 460円 (7)一般道路上における交通整 理、交通取締り等の作業 日額 310円	
	第5号(警ら作業手当)	警察官	警ら、雑踏警備又は重要な 施設の警戒等の作業	41,227 千円	(1)交通の整理、犯罪の予防等の ため無線警ら車を運転する作業 日額 420円 (2)犯罪の予防等のために行う警 ら作業、祭り等における雑踏警 備又は重要な施設の警戒等を 行う作業 日額 340円	

第6号(看守護送手 当)	警察官(管理職手当の支 給を受ける職員を除く。) 又は警察官以外の警察 職員	被疑者及び被告人等の看守又は護送作業	6,127 千円	日額 280円
第7号(死体取扱手当)	警察職員(管理職手当の 支給を受ける職員で警 察本部科学捜査研究所 の総括研究管理官及び 研究管理官の職以外の 職にあるものを除く。)	死体の検視、見分又は検証 等に当たって死体に接触し て行う作業又は死体解剖補 助作業	38,901 千円	死体一体につき 1,600円 (死体解剖補助作業に従事した 場合又は死体解剖補助作業以 外の心身に著しい負担を与える と認められる作業で人事委員会 が別に定めるものに従事したとき は3,200円)
第8号(夜間特殊業 務手当)	交代制勤務を行う警察 職員	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日午前5時前の 間)において行われる警ら、 警備、看守等の業務	47,896 千円	勤務1回につき 730円 (深夜における勤務時間が2時間 未満の場合は410円)
第9号(爆発物等処理作業手当)	(1)警察本部の爆発物処 理班員 (2)爆発物処理班員以外 の警察職員 (3)右警察職員 (4)警察本部の保安課、 警察者、交は駐在所に勤 務する警察職員	(1)在大学、(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	0 千円	(1) (1)に掲げる作業 作業1回につき 5,200円(2以 上の作業に従事したとしても、容 疑物件1個については、作業1回 とする。) (2) (2)①に掲げる作業 日額 2,600円(心身に著しい 負担を与えると人事委員会が認 める作業に従事した場合は 4,600円) (3) (2)②に掲げる作業 日額 250円 (4) (3)に掲げる作業 日額 300円

第10号(潜水作業 手当)	警察職員	人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して行う潜水作業	23 千円	20mまで 1時間 310円 30mまで 〃 780円 30mを超えるとき 〃 1,500円
第11号(緊急作業 手当)	警察官(管理職手当の 支給を受ける職員を除 く。)又は警察官以外の 警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部であるとき(1)刑事警備作業(2)警衛警護作業(3)犯罪鑑識作業(4)交通捜査事務等処理作業(6)爆発物等処理作業	1,662 千円	作業1回につき 1,240円
第12号(航空手 当)	次に掲げる警察職員 ①航空法第24条に規定 する事業操縦 自有する事業操縦 ②航空法第24条に規定 である一等航空整備士の では二等航空整備士の では二等航空整備士の の作業に従事 では、第22条に発する である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である	(1)左記①②の職員が行う回転翼航空機の操縦又は整備(2)回転翼航空機の操縦と搭乗して従事する次に掲げる作業①回転翼航空機の整備業務②回転翼航空機の整備業務3捜索救難、犯罪の捜査、鎮圧、警備、交通の取締りに関する業務 ④ その他人事委員会が認める業務	6,776 千円	(1)の業務 ①の職員 月額 30,000円 ②の職員 月額 10,000円 ②の業務 ①の作業 搭乗時間1時間につき 5,100円 (日没時から日の出時までの問した行う場所で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は6,630円) ②の作業 搭乗時間1時間につき 2,200円 (飛行で行われる場合(離陸又員会が著して危険なものと認める場合は2,860円) ③④の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行規程に定める飛行回避は対策を除く。)その他と認める場合は2,860円) ③④の作業 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行規程に定める飛行回避は対策を除く。)その他人事委場合は2,860円)

	(1)豪雨等異常若しくは大規格より重大な災害箇所又はその行う災害警備、信施設の臨時しくは保守又にいる。			
第13号(災害応急 警備等手当)	警察職員	会の認める作業 (2)山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助 (3)原子力緊急事態宣言ための次に掲げる作業 ①特定原子力等無難所(緊急事態に急対作業)の数にに急対子力事業施区域に所在する質員会が定めの数地内において行う作業(型特定原子力策率部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事を考慮域において行う作。)	5,876 千円	(1)の作業 (警戒区域外) 日額 840円 (警戒区域内) 日額 1,680円 (2)の作業 日額 560円 (3)の作業 4万円を超えない範 囲内で人事委員会が定める額
第14号(核物質輸送警備手当)	警察官	核物質の防護に関する条約 附属書 I の2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業	0 千円	日額 640円
第15号(銃器犯罪捜査手当)	警察職員	(1)銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務(2)(1)の業務に付随して行われる現場配置の業務(3)銃器を所持する犯人の逮捕の業務(4)(3)の業務に付随して行われる現場配置の業務(5)銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務(6)表力団等による保護対象者に対するために行う保護対策の業務	29 千円	(1) 日額 1,640円 (2) 〃 1,100円 (3) 〃 1,100円 (4) 〃 820円 (5) 〃 820円 (6) 〃 820円
第16号(海上警備手当)	警察用船舶に乗り組む 海事職給料表の適用を 受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1)違法事犯の警戒・取締活動業務 (2)違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3)犯罪の捜査活動業務 (4)人事委員会が認める業務	216 千円	日額 500円
第17号(用地買収 交渉等手当)	警察本部会計課に勤務 する警察職員及び警察 署において会計事務に 従事する職員	用地買収による交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	0 千円	日額 300円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	2,667,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	372 千円
支給実績(29年度決算)	2,613,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	365 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級以上に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳~22歳の加算 1人につき 5,000円	同		1,865,299 千円	243,703 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	自家用車な場のでは、 第利の高は、 31,600円と通の高 な場類のでは、 31,600円ののでは、 31,600円ののでは、 31,600円ののでは、 31,600円ののでは、 31,600円ののでは、 31,600円ののでは、 31,600円	1,623,531 千円	115,250 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同		1,449,546 千円	310,462 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同		241,079 千円	454,009 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支 給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	1,158,359 千円	67,476 円
特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	15,575 千円	109,683 円
へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員 に対して支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養 手当の月額)×支給割合(県 内2~12%)		134,321 千円	255,363 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時〜午前5時)に勤務 することを命ぜられた職員に 支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	108,385 千円	135,481 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務 時間中に勤務することを命ぜ られた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×135/100×勤務時間 数	同	344,883 千円	262,468 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間 及び休日等に、本来の勤務に 従事しないで宿直勤務又は日 直勤務をした場合に支給され ます。 1日勤務の場合 一般 4,400円 特殊 5,300~21,000円	同	655,238 千円	411,582 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 支給額=31,700~139,300円	同	1,230,990 千円	729,692 円

	T				
管理職員特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき最高 12,000円	同		11,852 千円	215,491 円
初任給調整手当	医師、獣医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による 欠員の補充が困難な職に採 用され又は異動した職員に支 給されます。 最高 414,800円	異なる	獣医師が支 給対象と なっている。	50,149 千円	1,139,750 円
農林漁業普及指導 手当	農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。			22,958 千円	151,039 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校及び高等学 校等の教育職員に支給されま す。 最高 8,000円			744,076 千円	74,422 円
産業教育手当	高等学校における農業、水 産、工業又は電波に係る産業 教育に従事する教員及び実 習助手に支給されます。 12,600円			59,876 千円	177,674 円
定時制通信教育手当	県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の課程を置くものの教員に支給されます。 12,600円			28,035 千円	198,830 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又 は復興計画の作成等のため 国等の職員の派遣を受ける場 合に、当該派遣された職員に 支給されます。 1日につき最高 6,620円			0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

	区	分			給	料	月	額	等	
給	知		事		1, 26	0,000	円			
料	副	知	事		97	0,000	円			
Les	議		長		91	0,000	円			
報酬	副	議	長		81	0,000	円			
	議		員		78	0,000	円			
	知		事	(30年度支給割合)						
期	副	知	事		3. 20	月分	ì			
末手当	議		長	(30年度支給割合)						
当	副	議	長		3. 20	月分	ì			
	議		員							
退				(算定方式)			(1期)	の手当	額)	(支給時期)
退職手	知		事	1,260,000円×在職月数×0.55			33, 2	64,000	円	(任期通算・任期単位選択)
当	副	知	事	970,000円×在職月数×0.4			18, 6	24, 000	円	(任期通算・任期単位選択)

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

### 6 公営企業職員の状況

#### (1) 工業用水道事業

## ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	29年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
30年度	千円	千円	千円	%	%
	715,776	141,960	140,258	19.6	19.9

区分	職員数	ń	給	与 与		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	18	75,013	6,526	27,226	108,765	6,043

#### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青 森 県	48.0 歳	347,282 円	503,541 円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職	青森県一般行政職
1人当たり平均支給額(30年度)	1人当たり平均支給額(30年度)
1,512 千円	1,612 千円
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.5 月分 1.75 月分	2.5 月分 1.75月分
(再任用職員はいない。)	(1.4月分) (0.85月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
<ul><li>・役職加算 5~20%</li></ul>	・役職加算 5~20%
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

	青森県	公営企業職	战		青森県一	般行政職	哉		
・基本額					・基本額				
(支給率)	自己都合		勧奨・定	年	(支給率)	自己都合		勧奨・定	年
勤続20年	19. 6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47. 709	月分	最高限度額	47. 709	月分	47. 709	月分
・調整額					・調整額				
職員の在職の区 月額を合計した				の調整	職員の在職の 月額を合計し				の調整
その他の加算指	<b>計置</b> 定年	三前早期退	職特例措置	置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置				
	(2)	% ∼ 20%t	叩算)			(2% ~	~ 20%加	算)	
(退職時特別昇	1給	制度なし)			(退職時特別	昇給 制	度なし)		
1人当たり平均支	支給額 自	自己都合		0 千円	1人当たり平均	支給額 自己	都合	3, 3	894 千円
	<b></b>	動奨・定年		0 千円		勧奨	<ul><li>定年</li></ul>	21, 5	535 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

該当者なし

#### 工 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)				0 千円	
支給職員1人当たり平均支	[給年額(30年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)					0 %
手当の種類(手当数)					1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	活線近接作業等		0 千円	日額 300円~600円

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	880 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	52 千円
支給実績(29年度決算)	1,508 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	88 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない 職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

カ その他の手       手 当 名	当 (平成31年4月1日現在     内容及び支給単価(月額) 	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に相当する職員 6,500円 行政職給料表8級以上に相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳~22歳の加算 1人につき 5,000円	同	_	2,028 千円	289,714 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通 機関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	-	2,598 千円	152,823 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	同	-	1,230 千円	307,500 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	-	1,070 千円	59,466 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(県内2~12%)	同	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 62,300円	同	1	748 千円	747,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同	-	0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 308,600円	同	-	0 千円	0 円

### (2) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	29年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
30年度	千円	千円	千円	%	%
	28,578,513	133,811	11,795,740	41.3	41.2

区 分	職員数	ń	給 与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	1,155	4,240,853	2,524,190	1,611,865	8,376,908	7,253

#### イ 特記事項 なし

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

		151 515 1774	
区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青森県 (医師)	43.2 歳	553,259 円	1,504,901 円
青森県 (看護)	36.9 歳	287,433 円	467,471 円
青森県 (医療技術者)	34.6 歳	273,512 円	448,966 円
青森県 (事務)	42.2 歳	299,766 円	496,057 円
青森県 (技能)	45.5 歳	350,283 円	532,539 円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

青森県病院	完局		青森県一般行政職					
1人当たり平均支給額(3	0年度)		1人当たり平均支給額(30年度)					
	1, 327	千円			1,612	千円		
(30年度支給割合)			(30年度支給害	1合)				
期末手当	勤勉手	当	期末	手当	勤勉手	当		
2.5 月分	1.75	月分	2. 5	月分	1.75	月分		
(1.4月分)	(0.85月	分)	(1.4月	月分)	(0.85	月分)		
(加算措置の状況)			(加算措置の別	(況)				
職制上の段階、職務の級等	算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置						
・役職加算 5~20%			• 役職加算	5~20%				
・管理職加算 10~25%			• 管理職加算	10~25%				

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

	青森	県病院局			青森県一般行政職						
・基本額					・基本額						
(支給率)	自己都合 勧奨・定年			(支給率)	自己都合		勧奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分		
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分		
勤続35年	39. 7575	月分	47. 709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分		
最高限度額	47.709	月分	47. 709	月分	最高限度額	47. 709	月分	47.709	月分		
・調整額					・調整額						
職員の在職の区 月額を合計した				の調整	職員の在職の日 月額を合計した				の調整		
その他の加算措	i置 定 <sup>在</sup>	<b>平前早期退</b>	職特例措置	置	その他の加算技	昔置 定年前	早期退職	战特例措置			
	(2	20%九	叩算)		(2% ~ 20%加算)						
(退職時特別昇	1給	制度なし)			(退職時特別昇	早給 制	度なし)				
1人当たり平均支	定給額	自己都合	ę	947 千円	1人当たり平均支	で給額 自己	都合	3, 3	94 千円		
()公) 口形不	•	動奨・定年		539 千円	c) ~ \ P mm \ 1 . 4 mm \		・定年		35 千円		

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

_	7 1 9 9 9 9 1 1 79		•		
	支給実	績(30年度決算)			136,538 千円
	支給職員1人当たり		916,357 円		
	支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)
	医師	16 %	1	49 人	16 %
	平均支給率	16 %	_		16 %

<sup>(</sup>注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

### 工 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	平成31年4月1日現在				371,984 千円
支給職員1人当たり平均支	給年額(30年度決算)				475,379 円
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(30年度)				67.2 %
手当の種類(手当数)					9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師	医療		194,996 千円	支のの大力のの円のでするは、大力のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力

放射線取扱作業等手当	放射線取扱作業に従事する診療放射線技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師	(1)中療力保護の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の	4,114 千円	日額300円
臨床検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務(2)危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務(3)健康を害するおそれのある有害ガスの発養の半ろ科学的検査の業務	2,709 千円	(1)左記の業務に従事すること を常例とする職員 月額 6,300円 (1の月において、左記の業務 に従事した日が15日未満の場 合は日額300円) (2)(1)以外の職員 日額 300円

感染症治療等手当	医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症がに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院神において勤務する職臭が感染症の動務するをしための感染症病膜において行う、患者の診療活しくは看護又は当該病原体の付着した物件者しくは付着の疑いのある物件の処理作業	0 千円	日額 300円
病院夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、 看護師又は准看護師	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜(午後10時後翌日 の午前5時前の間)にお いて行われる看護等の 業務	167,790 千円	勤務1回につき 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
回転翼航空機搭乗手当	ドクターへリに搭乗する職員	ドクターへリに搭乗して 行う救急の医療、患者の 介助、搬送等の業務	517 千円	搭乗した時間1時間につき 1,900円 (飛行中のドクターへリから降 下して行う業務又はその補助 業務に従事した場合は、1時間 につき2,470円)
待機呼出手当	とを依頼された職員(病 院局医療職給料表(二)又	正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に1時間以上従事したとき	1,288 千円	勤務1回につき 1,620円
教務手当	病院局職員	病院事業管理者が指定 する学校において講師 として授業等に従事した とき	572 千円	勤務1回につき 当該学校との協定で定める1回 当たりの負担金の額
診療看護師手当	診療看護師(管理者が指 定する診療部門で勤務 する看護師に限る)	保健師助産師看護師法 第37条の2第2項第1号 に規定する特定行為	0 千円	月額 50,000円

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	919,049 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	849 千円
支給実績(29年度決算)	661,823 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	636 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない 職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
  - 3 平成19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

#### カ その他の手当(平成31年4月1日現在)

カー その他の手	当(平成31年4月1日現在				
手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級以上に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳~22歳の加算 1人につき 5,000円	同	_	96,727 千円	231,772 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通 機関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同		56,219 千円	74,461 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	同	-	124,775 千円	307,390 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同	-	4,992 千円	611,265 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11~3月までの5ヶ月間 挟養親族がある場合 世帯主 17,800円 挟養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	_	63,134 千円	53,567 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜 (午後10時~午前5時)に勤 務することを命ぜられた職員 に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの 給与額×25/100×勤務時間 数	同	-	88,053 千円	148,592 円
宿日直手当	医師が入院患者等の病状の 急変等に対処するため宿日 直をした場合に支給されます。 勤務1回につき 20,000円 勤務1回が5時間未満の場合 10,000円	同	_	89,069 千円	678,621 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 支給額=51,900~137,700円	同	-	69,640 千円	986,630 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける 職員が臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営の必要 により週休日又は休日等に勤 務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同	_	18,102 千円	596,773 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 308,600円	同	-	469,090 千円	3,148,253 円

# 7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況 (1)給与条例適用職員の状況(平成31年4月1日現在) ① 行政職給料表

職務の級	議給料表 級別基準職務表に規定する基準となる職務	合(人)	計 (%)	部局	内訳 機関名	職名	-	()	り (人)	制上の (%)	段階 段階	
1級	主事又は技師の職務	775	16.7	知事		主事	285	499	(人)	(70)	权陌	
				재尹		技師	214	499				
				*/		主事文化財保護主事	212	017				
				教育		司書	2	217				
				***		技師  主事	1 57		ŀ			
				警察		技師	2	59	1,475	31.8	一般職員	
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	700	15.1	知事		主事 技師	309 153	524	1,170	01.0	132.4%	
	エチへ161又IIIPV/4984万			M-7		専門員【再任用】	62	024				
				教育		主事	79 7	87				
				教育		文化財保護主事司書	1	67				
				警察		主任	71 18	89				
3級	主査の職務	767	16.5			主事	543					
						副知事秘書	1					
				知事		講師 主任専門員【再任用】	1 55	603				
						主事	2					
						技師 主査	1 35				) <del></del> 6	
						文化財保護主査	7		767	16.5	主査級	
				教育		事務主任主任司書	40 3	87				
						文学専門主査	1					
					主任専門員【再任用】	1 74	****************	ļ				
				警察		主査【再任用】	3	77				
4級	4級 1 主幹の職務 2 出先機関の課長の職務	1,219	26.3			主幹	796					
2 出先機関の課長の職	2 山尤機関の謀長の順務					財政主幹副知事秘書	6 1					
						土木工事検査主幹	9					
						講師 ダム管理主幹	1 2					
					東京事務所	課長	2					
					子ども自立センター 高等技術専門校	課長課長	1 5					
					八戸工科学院	課長	1	946				
				知事	障害者職業訓練校	課長	1 2					
					営農大学校 青森空港管理事務所	課長	2					
					原子カセンター	課長	1					
					県民局県税部 県民局健康福祉部	課長課長	2 11				) +A 677	
					県民局農林水産部	課長	29		1,219	26.3	主幹級	
					県民局地域整備部	課長 主幹専門員【再任用】	10 34					
						主査	27					
						主事 技師	2					
						主幹	53					
						文化財保護主幹	16					
				教育		事務主幹主幹司書	137 3	217				
					数本事改定	文学専門主幹	1					
					教育事務所	課長 主幹専門員【再任用】	1					
				#4 100		主幹	49					
				警察		主査	6 1	56				
5級	1 総括主幹の職務	639	13.8			総括主幹	356					
	2 出先機関の長の職務					総括財政主幹 知事秘書	2 1					
						土木工事検査総括主幹	2					
					東京事務所	設備工事検査総括主幹課長	1					
					美術館	課長	1					
				知事	環境保健センター 県民局農林水産部	室長 所長	1 2	387				
					女性相談所	次長	1					
					障害者相談センター 県民局健康福祉部	次長 次長	1 2					
					高等技術専門校	教頭	1		600	100	※+エ→+◇	
					消防学校	主任講師	3		639	13.8	総括主幹	
						総括主幹専門員【再任用】 部付	11 1					
						総括主幹	24		1			
						総括事務主幹 事務長	178 7					
				教育	総合学校教育センター	課長	1	214				
				か月	総合社会教育センター	課長	1 1	41 <del>4</del>				
				[	図書館図書館		室長	1				
		1	I	l		総括主幹専門員【再任用】	1			l	1	
					3	課長補佐	26					

6級	1 本庁の課長代理又は副参事の職務	316	6.8			課長代理	50	1			1
Cilia	2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務	310	0.0			室長代理	2				
						副参事	87				
						土木工事検査監	1				
						建築工事検査監	1				
						県境再生対策監	1				
					県民局環境管理部	部長	4				
					障害者相談センター 病害虫防除所	所長 所長	1				
					原子力センター	所長	1				
					県民局農林水産部	所長	5				
					県民局地域整備部	所長	3				
					高等技術専門校	校長	1				
					県外情報センター	次長	3				
					環境保健センター	次長	1				
				知事	精神保健福祉センター	次長	1	216			
					青森空港管理事務所	次長	1				
					原子力センター	次長	1				
					県民局県税部 県民局健康福祉部	次長 次長	6 11				
					県民局農林水産部	次長	4		316	6.8	副参事約
					県民局地域整備部	次長	9				
					県民局農林水産部	室長	6				
						畜産推進監	1				
						林務調整監	3				
						農村整備調整監	5				
					<b>立体社体 古</b> 明社	むつ南・白糠パイパス整備推進監	1				
					高等技術専門校	教頭	2				
					営農大学校 高等技術専門校	教頭 生涯職業能力開発推進監	1				
					高寺技術等口校 消防学校	主 主 主 主 主 に に に に に に に に に に に に に	1				
					7.00元以	副参事	12				
						課長代理	7				
						室長代理	1				
				教育		学校地域連携推進監	1	91			
				3X H		事務長	67	31			
					特別支援教育推進室	室長	1				
					三内丸山遺跡センター 郷土館	副所長 課長	1				
				警察	和工店	副参事	9	9			
7級	1 本庁の課長又は総括副参事の職務	152	3.3	日小	本庁	課長	58	Ŭ			
	2 困難な業務を行う出先機関の長の職務				議会事務局	課長	3				
					監査委員事務局 課長 2				1		
					労働委員会事務局	課長	1				
					人事委員会事務局	課長	1				
					本庁	室長 国保広域化推進監	1				
					本庁	総括副参事	5				
					県民局地域整備部	総括副参事	1				
						青い森鉄道専門監	1				
						IT専門監	1				
					海区漁調委員会事務局	事務局長	1				
					選挙管理委員会事務局	事務局次長	1				
					県民局地域連携部	部長 部長	3 5				
					県民局県税部 県民局健康福祉部	部長					
					県民局農林水産部	部長	3				
				知事	県民局地域整備部	部長	3	125			
					県民局健康福祉部	総室長	4				
					女性相談所	所長	1				
					子ども自立センター	所長	1				
					あすなろ療育福祉センター	所長	1				
					さわらび療育福祉センター	所長	1		152	3.3	課長級
					青森空港管理事務所	所長	1				
					県民局農林水産部	所長	1				
					県民局地域整備部 高等技術専門校	所長 校長	2 2				
					高守技術等门校 障害者職業訓練校	校長	1				
					消防学校	校長	1				
					東京事務所	次長	1				
					県民局農林水産部	次長	9				
					県民局地域整備部	次長	3				
					八戸工科学院	副学院長	1				
					美術館	館長特別補佐	1				
					本庁	課長 総括副参事	8				
					図書館	総括副参争 副館長	1				
					郷土館	副館長	1				
					高等学校教育改革推進室	室長	1				
				#1				22			1
				教育	教育事務所	所長	6				
				教育	梵珠少年自然の家	所長	1				
				教育	梵珠少年自然の家 埋蔵文化財調査センター	所長 次長	1				
				教育	梵珠少年自然の家 埋蔵文化財調査センター 総合社会教育センター	所長 次長 副所長	1 1 1				
				教育警察	梵珠少年自然の家 埋蔵文化財調査センター	所長 次長	1	5			

8級	1 本庁の次長又は参事の職務	45	1.0		本庁	次長	18				
	2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務				労働委員会事務局	事務局長	1				
					監査委員事務局	事務局長	1				
					議会事務局	事務局次長	1				
						参事	4				
				知事	県民局地域連携部	部長	3	39			
				재尹	県民局県税部	部長	1	39			
					県民局健康福祉部	部長	2		45	1.0	\n E ⟨t
					県民局農林水産部	部長	3		45	1.0	次長級
					県民局地域整備部	部長	3				
					八戸工科学院	学院長	1				
					美術館	副館長	1				
						教育次長	2				
				教育	郷土館	館長	1	4			
					埋蔵文化財調査センター	館長	1				
				警察		参事	2	2			
9級	1 本庁の部長又は理事の職務	25	0.5		本庁	部長	6				
	2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務				本庁	局長	4				
					県民局地域連携部	局長	6				
				知事		会計管理者	1	21			
				재尹	人事委員会事務局	事務局長	1	21			
					議会事務局	事務局長	1		25	0.5	部長級
						理事	1		23	0.5	你女们
					東京事務所	所長	1				
					図書館	館長	1				
				教育	総合社会教育センター	所長	1	3			
					総合学校教育センター	所長	1				
				警察		総務室長	1	1			
10級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務	0	0.0								
	2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務										
	合 計	4,638	100.0				4.638	4,638	4,638	$\overline{}$	

(備考1)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。 (備考2)知事部局には、議会事務局及び各種委員会等を含む。

#### ② 警察職給料表

務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	<u>計</u> (%)	如巳		訳 職名	()	( )		制上の (%)	
1級	巡査の行う職務	299	12.8	部局警察		職名 係員	299	299	(人) 299		段階 巡査1編
2級	1 巡査長の職務	874	37.5			係員	579	579	579	24.9	
	2 困難な業務を行う主任の職務			警察		主任	272 23	295	295	12.7	巡査部長2
3級	1 係長の職務	540	23.2			係員	4	000	000	11.0	巡査部長3
	2 困難な業務を行う主任の職務			警察		主任	265	269	269	11.0	迎宜 即長3
						係長 係長【再任用】	240 31	271	271	11.6	警部補3
4級	1 警察本部の課長補佐の職務	426	18.3			係長	235				
	2 警察署の課長の職務					主任	59	302	302	13.0	警部補4
	3 困難な業務を行う係長の職務				警察本部	係長【再任用】 サイバーセキュリティ対策官	8				
					警察本部	通信指令長	2				
					警察本部	検視官 	4				
					警察本部 警察安全相談室	交通事故鑑識官 室長	1				
				警察	鉄道警察隊	隊長	1				
					警察本部 警察本部	課長補佐 隊長補佐	50 2	124	124	5.2	警部4
					警察本部	方面隊長	3	124	124	0.0	
					警察本部	分駐隊長	2				
					警察学校 警察署	校長補佐 術科指導官	2 1				
					警察署	課長	47				
					警察署	課長代理	6				
5級	  1 警察本部の課の次長の職務	75	3.2		警察署 警察本部	交番所長 秘書官	1				
O IIIX	2 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務	73	5.2		警察本部	訟務官	1				
	3 警察署の次長の職務				警察本部	通信指令長	1				
	4 警察署の困難な業務を行う課長の職務				犯罪被害者支援室 警察本部	室長 警備指導官	1				
				警察	警察本部	外事指導官	1	75	75	3.2	警部5
				言宗	警察本部	方面隊長	. 1	/3	/3	3.2	三即3
					警察署 警察署	次長 課長補佐	12 18				
					警察署	係長	16				
					警察署	留置官	2				
6級	  1 専門的業務を行う調査官の職務	51	2.2		警察署 警察本部	<u>課長</u> 副隊長	20 3				
ر الا	2 警察本部の課の困難な業務を行う次長の職務	01			警察本部	次長	3				
	3 警察署の困難な業務を行う次長の職務				警察本部	健康管理指導官	1				
					運転免許試験場 警察署	場長 次長	1 3	17	17	0.7	警部6
					警察署	留置官	1				
					警察署	課長	4				
					警察署 警察本部	交番所長 公安委員会補佐官	1		***************************************		***************************************
					警察本部	広報官	1				
					警察本部	警務調査官	1				
					警察本部 警察本部	少年事件指導官 地域調査官	1				
					警察本部	通信指令官	1				
					警察本部	保安調査官 警備調査官	1				
					警察本部 警察本部	三個調宜日 刑事指導官	1				
				擎空	警察本部	検視官	1				
				ロホ	警察本部 警察本部	広域捜査官 組織犯罪対策官	1				
					警察本部	組織犯罪対策指導官	1				
					警察本部	性犯罪捜査指導官	1	34	34	1.5	警視
					警察本部 警察本部	知能犯捜査指導官 告訴告発捜査指導官	1	٠.		1.0	
					警察本部	交通企画官	1				
					警察本部	交通事故事件捜査統括官	1				
					警察本部 警察本部	運転免許調査官 交通聴聞官	1				
					警察本部	警備対策統括官	1				
					取調べ監督室	室長	1				
					許可等事務担当室 検視官室	室長 室長	1				
					災害対策室	室長	1				
					警察署	刑事生活安全官	3				
					警察署 警察署	地域官 交通官	3				
7級	1 警察本部の課長の職務	35	1.5		警察本部	監察官	3				
	2 警察署の署長の職務				警察本部	管理官	5				
					警察本部 警察本部	課長 隊長	7				
				警察	警察本部	所長	1	35	35	1.5	警視
					警察学校	副校長	1				
					警察署 警察署	署長 副署長	8				
3級	1 警察本部の参事官の職務	18	0.8		警察本部	参事官	13				<u> </u>
	2 規模の大きい警察署の署長の職務			警察	警察本部	隊長	1	18	18	0.8	警視
9級	1 敬寂太如の如臣ひけ关中至古中の咄"		0.5		警察署 整察末期	署長	4				1
-1 #KV	1 警察本部の部長又は首席参事官の職務	11	0.5	整ሟ	警察本部 警察学校	首席参事官	6 1	11	11	0.5	警視9
روار <i>ن</i>	2 特に規模の大きい警察署の署長の職務				三余十枚	学校長					

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ③ 海事職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計		内部	•			聙	制上の	
	級別を半戦防衣に尻足りるを半にはる戦防	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人	.)	(人)	(%)	段階
1級	二等航海士・二等機関士・通信士の職務	1	2.2	教育	中型(甲):青森丸	二等機関士	1	1			
	1 中型船舶(甲・乙・丙)・小型船舶(甲)の相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う二等航海士・二等機関士・通信士の職務	1	2.2	警察	小型(乙):みちのく	船長	1	1			
3級	2 中型船舶(丙)・小型船舶(甲・乙)の船長・機関長の職務	27	60.0		小型(乙):なつどまり、はやかぜ	二等航海士	-				
- 1224	1 中型船舶(甲)の一等航海士・一等機関士・通信長又 は困難な業務を行う二等航海士・二等機関士・通信士の	21	60.0		小型(乙):なつどまり、はやかせ	二等機関士	3				
	職務				中型(丙):うとう	二等航海士	1		19	42.2	一般職員
	499.727			知事	中型(内):うとう	二等機関士	2	12	19	42.2	川又川以戸
						二等航海士	3				
	2 中型船舶(乙)の船長・機関長・通信長又は相当困難な				中型(乙):青鵬丸、開運丸	一等机海工 二等機関士					
	業務を行う一等航海士・一等機関士・通信長又は困難な				中型(乙):青鵬丸、開運丸		2		ł		
	業務を行う二等航海士・二等機関士・通信士の職務				小型(乙):うみねこ	二等航海士	1				
				教育	中型(甲):青森丸 中型(甲):青森丸	二等航海士	2	5			
	TIANAL (T)   TIANAL (T) - > - TIANAL (T)				中型(甲): 青森丸	二等機関士					
	3 中型船舶(丙)・小型船舶(甲・乙)の困難な業務を行う 船長・機関長の職務					一等機関工 一等機関士	1				
	加技・放送技の報告				小型(乙):はやかぜ、なつどまり	7 100177 —	2				
					小型(乙):なつどまり	船長	1				
				fn =	小型(乙):はやかぜ	主任専門員【再任用】	1	0			
				치亊	中型(丙):うとう	主任専門員【再任用】	1	8			ĺ
					中型(丙):うとう	一等航海士	1				
					中型(乙):開運丸	一等航海士	1				<b>→</b> + 47
					中型(乙):開運丸	通信長	1		16	35.6	主査級
				警察	小型(乙):みちのく	一等機関士	1	2			
					小型(乙):みちのく	機関長	1		Į.		
4級	1 中型船舶(甲)の船長・機関長又は困難な業務を行う一	16	35.6		小型(乙):なつどまり、はやかぜ	機関長	2				
	等航海士・一等機関士・通信長の職務				中型(丙):うとう	船長	1	6			
					中型(乙):青鵬丸	船長	1	·			
	2 中型船舶(乙)の困難な業務を行う船長・機関長の職務			知事	中型(乙):青鵬丸、開運丸	一等機関士	2				
				VI T	小型(乙):はやかぜ	船長	1				
					中型(丙):うとう	機関長	1	5			
					中型(乙):開運丸	船長	1	Ü			
					中型(乙):青鵬丸、開運丸	機関長	2				
					中型(甲):青森丸	船長	1		10	22.2	主幹級
					中型(甲):青森丸	機関長	1				
				教育	中型(甲):青森丸	通信長	1	5			
					中型(甲):青森丸	一等航海士	1				
					小型(乙):うみねこ	船長	1				
5級	中型船舶(甲)の困難な業務を行う船長・機関長の職務	0	0.0		-						
	合 計	45	100.0				45	45	45		

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ④ 教育職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計		·	内訳	-		ಾ	制上の	段階
明が分り収	秋川本学戦伤衣に死たする本学Cなる戦伤	(人)	(%)	部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、	108	3.4			教諭	4				
	養護教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務					養護教諭	1				
				教育		実習講師	88	108	108	3.4	助教諭級
						寄宿舎指導員	13				
						寄宿舎指導員【再任用】	2				
	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭	2,885	90.9			教諭	2,603				
	又は栄養教諭の職務					栄養教諭	3				
						養護教諭	90				
						指導主事	43				
						社会教育主事	1				
				教育		実習教諭	102	2 2,885 2,8	2,885	90.9	教諭級
						主任寄宿舎指導員	28				
					総合学校教育センター	課長	2				
					総合社会教育センター	課長	1				
						主任指導主事	1				
						充て指導主事	11				
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	108	3.4			教頭	104				
				教育		主任指導主事	1	108	108	3.4	教頭級
				が日	総合学校教育センター	課長	1	100	100	3.4	<b>大坝似</b>
						充て指導主事	2				
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	74	2.3	教育		校長	74	74	74	2.3	校長級
1		3,175	100.0				3,175	3,175	3,175		

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ⑤ 教育職給料表(二)

最多へ合	<b>毎回甘港職政主に担中士7甘港した7職政</b>	合	計			内訳			職	制上の	段階
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(,	人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護教諭の職務	0	0.0								助教諭絲
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養	6,047	87.1			教諭	5,521				
	教諭の職務					栄養教諭	45				
						養護教諭	391				
						指導主事	24				
				教育		社会教育主事	17	6,047	6,047	87.1	教諭級
						研究員	16				
					梵珠少年自然の家	課長	2				
						主任社会教育主事	2				
						充て指導主事	29				
3級	中学校又は小学校の教頭の職務	457	6.6			教頭	439				
						主任指導主事	3				
				教育		主任社会教育主事	6	457	457	6.6	教頭級
					総合学校教育センター	課長	2				
						主任充て指導主事	7				
4級	中学校又は小学校の校長の職務	439	6.3			校長	427				
				教育	教育事務所	次長	6	439	439	6.3	校長級
					教育事務所	課長	6				
	合 計	6,943	100.0				6,943	6,943	6,943		

(備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ⑥ 研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計		内訳			職	制上の	段階
戦労の救	W 川本学戦的なに成たする本学C 4 る 戦的	(人)	(%)	部局		職名   (人	,)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	19	18.6	知事	技師 学芸員	16	17	19	18.6	一般職員
				警察	科学捜査研究所研究員	2	2	13	10.0	川又中央ラ
2級	主任研究員の職務	24	23.5		主査	7				
-42	- 12 917 0 94 47 198193		20.0	知事	主任研究		17			
				*	学芸主査	1	•	24	23.5	主査級
				教育	研究主査	E 1	2			
				警察	科学捜査研究所専門研究	7.	5			
3級	1 総括研究管理員の職務	49	48.0		主幹	17				
	2 研究管理員の職務				研究管理	E員 7				
	3 研究所等の部の長の職務			知事	学芸主幹	3	30			
				ᄱᆍ	環境保健センター部長	1	30			
					原子力センター 課長	1		40	39.2	主幹級
					主査	1				
				教育	主任学芸		7			
			l			主査【再任用】 1	,			
				警察	科学捜査研究所 科長	3	3			
					総括主幹					
				知事	総括研究		7			
				NH -T-	総括学芸	<b>主幹</b> 1	,	9	8.8	総括主幹
					美術館課長	1				
				教育	学芸主幹	2	2			
4級	1 研究所等の長の職務	10	9.8	知事	副参事	1	1	6	5.9	副参事
	2 研究管理官の職務			警察	科学捜査研究所 研究管理		5	·	0.0	
			知事	総括副参	<b>夢事</b> 2	3				
					環境保健センター 所長	1		4	3.9	課長級
= 4T	<b>日#44#70よ</b> にこれのこのでで	_		警祭	科学捜査研究所総括研究	で管理官 1	1			
5級	困難な業務を行う研究所等の長の職務	0	0.0	ļ						L .
	合 計 細々 増け 機関を築がたければ性字できたい	102	100.0			102	102	102	_	

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ⑦ 医療職給料表(一)

	或和 <i>个</i> P女\ ̄/										
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計			内訳			職	制上の	段階
相以行力・リンド以		(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1	7.7	知事		技師	1	1	1	7.7	一般職員
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	2	15.4	知事	県民局健康福祉部	医長	1	0	0	15.4	総括主幹級
<b>乙</b> 和X				제⇒	療育福祉センター	科長	1	2	2	15.4	邓拉土轩娰
3級	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務	8	61.5			副参事	1	1	1	7.7	副参事級
	2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務				療育福祉センター	部長	2				
				知事	精神保健福祉センター	所長	1	4	4	30.8	課長級
				지=	県民局健康福祉部	総室長	1				
						参事	2	0	0	23.1	次長級
					県民局健康福祉部	保健医療対策監	1	3	3	23.1	<b>火長椒</b>
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	2	15.4	知事		部長	1	0	0	15.4	部長級
				和事		医師確保対策監	1	2	2	15.4	<b>砂支級</b>
	合 計	13	100.0				13	13	13	_	

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ⑧ 医療職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計			内訳			職	制上の	段階
<b>以</b> 務の 放		(人)	(%)	部局	機関名	職名	()	()	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0								
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	66	29.6	知事		技師	47	47	66	29.6	一般職
	技師の職務			教育		栄養士	19	19			
3級	主査の職務	24	10.8	知事		主査	23	23			
				教育		主任栄養士【再任用】	1	1			
4級	困難な業務を行う主査の職務	44	19.7	知事		主査	29	34	68	30.5	主査級
				재尹		主任専門員【再任用】	5	34			
				教育		主任栄養士	10	10			
5級	1 総括主幹の職務	76	34.1			主幹	38				
	2 主幹の職務				食肉衛生検査所	課長	3				
	3 出先機関の課長の職務			知事	県民局健康福祉部	課長	4	58			主幹級
				재尹	県民局農林水産部	課長	11	36	60	26.9	
						主幹専門員【再任用】	1				
						技師	1				
				教育		主任栄養士	2	2			
				知事		総括主幹	11	16	16	7.0	総括主幹
				재尹	県民局農林水産部	副所長	5	10	10	1.2	松加工针
6級	家畜保健衛生所等の長の職務	9	4.0		食肉衛生検査所	支所長	1				
					食肉衛生検査所	次長	1				
				知事	県民局健康福祉部	次長	2	9	9	4.0	副参事
					県民局健康福祉部	衛生指導監	1				
					県民局農林水産部	所長	4				
7級	困難が業務を行う家畜保健衛生所等の長の職務	4	1.8		食肉衛生検査所	所長	2				
				知事	動物愛護センター	所長	1	4	4	1.8	課長級
					県民局農林水産部	所長	1				
	合 計	223	100.0				223	223	223	_	

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ⑨ 医療職給料表(三)

	<u> </u>	合	<b>1</b> +	1		内訳			胎	制上の	段階
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	部局	機関名	職名	(人)	)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0	0.0		12077	122			(1 4/	( /	1211
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 技師の職務	47	48.5	知事		技師 専門員【再任用】	43	47	47	48.5	一般職員
	主査又は主任看護師の職務	13	13.4	知事		主査 主任看護師 主任専門員【再任用】 技師	6 3 3	13	24	24.7	主査級
4級	困難な業務を行う主査又は主任看護師の職務	11	11.3	知事		主査 主任看護師 技師	1 9 1	11			
5級	<ul><li>1 総括主幹又は総括主幹看護師の職務</li><li>2 主幹又は主幹看護師の職務</li><li>3 出先機関の課長の職務</li></ul>	26	26.8	知事警察	療育福祉センター 療育福祉センター 県民局地域健康福祉部	主幹 主幹看護師 科長 課長 課長 主査 主任看護師 課長補佐	6 3 1 2 3 1 5	21	22	22.7	主幹級
				知事 警察		総括主幹 主幹	3	3 1	4	4.1	総括主幹級
- 1,071	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	0	0.0		-						
7級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務	0	0.0		vano						
ĺ	合 計	97	100.0				97	97	97		

## (2)技能労務職員の状況(平成31年4月1日現在) ○ 技能職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計		内訳		-	聙	制上の	段階
地労の旅		(人)	(%)	部局	機関名      職名	人)	.)	(人)	(%)	段階
1級	技能技師の職務	7	2.4	教育	機関員 甲板員	2 5	7			
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技 師の職務	9	3.1	知事	技能技師 技能主事	4 2	6			
				教育	機関員甲板員	1	3			
- /					技能技師【再任用】	1				
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の 職務	51	17.5	4n <del>+</del>	技能技師 守衛	4	•			
				知事	機関員	2	8			
					甲板長 技能主事	5				
				***		3	40			
				教育	技能技師【再任用】	21	40			
					技能主事【再任用】 技能技師【再任用】	11		291	100.0	一般職員
				警察	技能主事【再任用】	2	3			
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を	138	47.4		技能技師	73				
	行う技能技師の職務			知事	船長兼技能技師 司厨員	1	76			
					中国 中	12				
				教育	技能主事	49	62			
= 47			20.0		甲板員	1				
5級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務	86	29.6	知事	技能技師 守衛長	32	33			
	13) C 13 7 12 16 12 Ent				技能技師	23				
				教育	技能主事	25	49			
					機関員 技能技師	3				
				警察	技能主事	1	4			
	合 計	291	100.0			291	291	291		

| ロー | 1 | 291 | 100.0 | (備考1)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。 (備考2)知事部局には、議会事務局及び各種委員会等を含む。

# (3)公営企業職員(工業用水道事業)の状況(平成31年4月1日現在) ① 企業職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳			職	制上の	段階
明が分り収	秋川基学戦防衣に就たする基準Cなる戦防	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	5.9		技師	1			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	2	11.8		主事	2	3	17.7	一般職員
3級	主査の職務	3	17.6		主査	3	3	17.6	主査級
4級	1 主幹の職務	8	47.1		主幹	5			
	2 事業所の課長の職務				主査	1	8	47.1	主幹級
				八戸工業用水道管理事務所総務課、給水課	課長	2			
5級	1 総括主幹の職務	2	11.8		総括主幹	1	2	11.0	総括主幹級
	2 相当困難な業務を行う事業所の次長の職務			八戸工業用水道管理事務所	次長	1	2	11.0	彩拍土轩舣
6級	相当困難な業務を行う事業所の長の職務	1	5.9	八戸工業用水道管理事務所	所長	1	1	5.9	副参事級
7級	困難な業務を行う事業所の長の職務	0	0.0						
	合 計	17	100.0			17	17		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

② 企業職給料表(二)

<u> </u>	<del>8 41 11 32 \ /</del>								
職務の級	   級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳	!		聙	制上の	段階
明ながりが入れ		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能技師の職務	0	0.0						
	相当高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務	0	0.0						
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師の職務	0	0.0					100.0	一般職員
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を 行う技能技師の職務	1	100.0		技能技師	1		100.0	一般噸貝
	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師の職務	0	0.0						
	合 計	1	100.0			1	1		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

# (4)公営企業職員(病院事業)の状況(平成31年4月1日現在) ① 病院局行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳		職	制上の	段階
明ながりが入れ	W 月本半戦伤衣に 別たり 0本半には0戦伤	(人)	(%)	機関名        職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	7	13.7	主事	7			
				技師		15	29.4	一般職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	8	15.7	主事	7	13	29.4	一放戦貝
	主事又は技師の職務			技師	1			
3級	主査の職務	8	15.7	主査	7	8	15.7	主査級
				主任専門員【再任用】	1	•	15.7	土宜枞
4級	1 主幹の職務	15	29.4	主幹	14	15	29.4	主幹級
	2 出先機関の課長の職務			主査	1	10	29.4	土叶枞
5級	1 総括主幹の職務	6	11.8	総括主幹	4	6	11.8	総括主幹級
	2 出先機関の長の職務			医事第一課、つくしが丘病院運営室庶務・管理課課長	2	U	11.0	₩O]ロエギT ₩X
6級	1 本庁の課長代理又は副参事の職務	2	3.9	副参事		2	3.0	副参事級
	2 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務			経理課、管理課課長	2	2	0.0	田沙子似
フ級	1 本庁の課長又は総括副参事の職務	3	5.9	経営企画室、つくしが丘病院運営室室長	2	3	5.9	課長級
	2 困難な業務を行う出先機関の長の職務			総務課課長	1	J	5.9	沐文拟
8級	1 本庁の次長又は参事の職務	1	2.0	部長	1	1	2.0	次長級
	2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務					'	2.0	久民級
9級	1 本庁の部長又は理事の職務	1	2.0	局長	1	1	2.0	部長級
	2 重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務					'	2.0	께포에
10級	1 本庁の特に重要な業務を行う部長の職務	0	0.0					
	2 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務							
(Marie V F Id	合 計	51	100.0		51	51		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ② 病院局医療職給料表(一)

	7 Part 7 Part 1 1 1 2 2 1 7							
職務の級	職務の級 級別基準職務表に規定する基準となる職務		計	内訳	•	職	制上の	段階
中以イガリノ下区		(人)	(%)	機関名        職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	77	42.5	医師	77	77	42.5	一般職員
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	22	12.2	副部長	22	51	20.2	総括主幹級
3級	1 地域県民局地域健康福祉部長の職務	76	42.0	副部長	29	31	20.2	松拉土针拟
	2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を			部長	41			
	行う職務			総括副参事	1	43	23.8	課長級
				つくしが丘病院副院長	1			
				センター長、部門長	4	4	2.2	次長級
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業	6	3.3	副院長	3			
	務を行う職務			院長	2	6	3.3	部長級
				医療管理監	1			
	合 計	181	100.0		181	181		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### ③ 病院局医療職給料表(二)

<u> </u>	/ 区源 棋 桁 行 技 ( 一 /							
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳		職	制上の	段階
明以行力・リンド以		(人)	(%)	機関名         職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	5	2.7	技師	5			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	120	64.9	技師	118	125	67.6	一般職員
	技師の職務			専門員【再任用】	2			
3級	主査の職務	21	11.4	主査	19			
				主任専門員【再任用】	2	27	14.6	主査級
4級	困難な業務を行う主査の職務	6	3.2	主査	6			
5級	総括主幹又は主幹の職務	31	16.8	主幹	24	25	13.5	主幹級
				技師長	1	25	13.5	土针拟
				総括主幹	1	1	0.5	
				副部長	1	1	0.5	総括主幹級
				技師長	4	4	2.2	
6級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	1	0.5	腫瘍放射線指導監	1	1	0.5	副参事級
7級	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	1	0.5	部長	1	1	0.5	課長級
	合 計	185	100.0		185	185	$\overline{}$	

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

#### (A) 結時局医療聯給料表(=)

	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	合	計	P	<b>为訳</b>		朏	制上の	段階
職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1	0.1	*****	専門員【再任用】	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	560	70.7		技師	551	561	70.8	一般職
	技師の職務				専門員【再任用】	9			
3級	主任看護師の職務	69	8.7		主任看護師	48			
					主査	1			
					技師	10	142	17.9	主査級
					主任専門員【再任用】	10	142	17.9	土宜市
4級	困難な業務を行う主任看護師の職務	76	9.6		主任看護師	71	, ,		
					技師	2			
					主幹専門員【再任用】	3			
5級	総括主幹看護師又は主幹看護師の職務	76	9.6		看護師長	10			
					主幹看護師	25	65	8.2	主幹級
					主任看護師	24			
					技師	3			
					医療連携部次長	1	14	1.8	総括主幹
					総括主幹看護師	13	17	1.0	WO 111 TT-11
6級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職	9	1.1		指導監	4			
	務			つくしが丘病院	次長	1	6	8.0	副参事網
					情報管理課長	1			
				中央病院	次長	2	3	0.4	課長級
				つくしが丘病院	部長	1	3	0.4	1本1文制》
/ <del>20</del> K7	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を 行う職務	1	0.1	中央病院	部長	1	1	0.1	次長級
	合 計	792	100.0			792	792		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑤ 病院局医療職給料表(四)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳			職	制上の	段階
明が分り収	秋川基学戦防衣に就たする基準Cなる戦防	(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	技師の職務	6	0.8		技師	6			
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 技師の職務	14	1.8		技師	14	20	95.2	一般職員
3級	主査の職務	0	0.0						主査級
4級	主幹の職務	0	0.0						主幹級
5級	総括主幹の職務	1	0.1		総括主幹	1	1	4.8	総括主幹級
6級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職 務	0	0.0						副参事級
	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	0	0.0						課長級
	合 計	21	100.0		•	21	21	$\setminus$	

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

⑥ 病院局技能職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳			聙	制上の	段階
明が分り収		(人)	(%)	機関名	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能技師、技能主事等の職務	0	0.0						
	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、 技能主事等の職務	2	11.8		技能技師【再任用】	2			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務	3	17.6		技能技師	3			
	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を 行う技能技師等の職務	3	17.6		技能技師	3	17	100.0	一般職員
5級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師等の職務	9	52.9		技能技師 技能主事 調理長 副調理長	6 1 1 1			
		17	100.0			17	17		

<sup>(</sup>備考)「機関名」欄は、機関名等がなければ特定できない職に係る機関等の名称を記載している。

## Ⅳ 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 勤務時間の状況

#### (1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(H31.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時~午後1時	7時間45分

- (注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではない。
  - 2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。
  - 3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を午後0時~午後0時45分とし、勤務時間の終了時刻を15分繰り上げることを認めている。(病院局、警察本部を除く。以下、(2)及び(3)において同じ。)

#### (2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は、次のとおりです。

【早出勤務】 午前7時45分~午後4時30分

午前8時~午後4時45分

午前8時15分~午後5時

【遅出勤務】 午前8時45分~午後5時30分

午前9時~午後5時45分

午前9時15分~午後6時

(休憩時間は、(1) の場合と同様です。)

また、平成30年度における利用状況は、次のとおりです。

(H30. 4. 1∼H31. 3. 31)

区分	利用者	左の	内訳	備考	
<u></u>	実人数	早出勤務 遅出勤務		TH 5	
育児を行う職員	48人	31人	17人	早出:男5人、女26人	
(未就学児)	40八	51人		遅出:男8人、女9人	
育児を行う職員	15人	10人	5 人	早出:男3人、女7人	
(就学児(学童保育))	137	10%	5人	遅出:男3人、女2人	
   介護を行う職員	7 人	2人	5 人	早出:男2人、女0人	
月暖で行う概員	17	2 八	5人	遅出:男2人、女3人	

#### (3) 時差出勤

(1) 及び(2) の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。

### 【知事部局等、教育庁等】

(H31.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
B 1 勤務	午前7時45分から午後4時30分まで	
B 2 勤務	午前8時00分から午後4時45分まで	午後0時から午後1時まで
B 3 勤務	午前8時15分から午後5時00分まで	
C 1 勤務	午前8時45分から午後5時30分まで	
C 1 勤務	午前9時00分から午後5時45分まで	午後0時から午後1時まで
C 1 勤務	午前9時15分から午後6時00分まで	

#### <実施目的>

- ・ 知事部局等 : ① 職員の仕事と生活の調和の推進(通年)
  - ② 遠距離通勤職員の通勤に係る負担の軽減 (通年)
  - ③ 冬期における交通の混雑の緩和 (1月~3月)
- ・ 教育庁等 : ① 各種交通機関の混雑緩和による職員の通勤環境の向上 (通年)
  - ② 職業生活と家庭生活との両立への支援 (通年)

【病院局】 (H31.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間				
基本勤務	午前8時15分から午後4時45分まで	午後0時15分から午後1時まで				
A勤務	午前9時30分から午後6時まで	午後 0 時 3 0 分から 午後 1 時 1 5 分まで				
B勤務	午前10時15分から午後6時45分まで	午後0時15分から午後1時まで				

## <実施目的>

各種会議等の開催等業務に対応するため

【警察本部】 (H31.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
基本勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
早出A勤務	午前7時00分から午後3時45分まで	
早出B勤務	午前7時30分から午後4時15分まで	午後0時から午後1時まで
早出C勤務	午前8時00分から午後4時45分まで	
遅出A勤務	午前9時00分から午後5時45分まで	
遅出B勤務	午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで
遅出C勤務	午前10時00分から午後6時45分まで	
午後出勤務	午後1時00分から午後9時45分まで	午後5時15分から
		午後6時15分まで

<実施目的>

職員の仕事と生活の調和の推進

また、平成30年度は、知事部局等及び教育庁等において以下のとおり朝型勤務を実施しました。

(H30.7.1~H30.9.30 実施)

区分	勤務時間	休憩時間
	午前7時30分から午後4時15分まで	
朝型勤務	午前7時45分から午後4時30分まで	午後0時から午後1時まで
<b>州空</b> 期伤	午前8時00分から午後4時45分まで	一十後0時かり十後1時まで
	午前8時15分から午後5時00分まで	

<実施目的> 職員の仕事と生活の調和の推進

平成30年度における利用状況は、次のとおりです。

## 【時差出勤】

(H30. 4. 1∼H31. 3. 31)

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C 勤務の利用者 実人数	<del>ii </del>
	4~12月	遠距離通勤等	134人	50人	184人
知事部局等	1~3月	遠距離通勤等	108人	49人	157人
	1~3月	交通混雑緩和	45人	19人	6 4 人
教育庁等	通年	_	89人	15人	104人

(H30.4.1∼H31.3.31)

実施機関	期間	早出A、早出B、 早出C勤務の 利用者実人数	遅出A、遅出B、 遅出C勤務の 利用者実人数	午後出勤務の 利用者実人数	<del>  -</del>
警察本部	通年	215人	144人	5 3 人	412人

#### 【朝型勤務】 (H30.7.1~H30.9.30)

実施機関	期間	利用者実人数
	7月	265人
知事部局等	8月	302人
	9月	250人
	7月	45人
教育庁等	8月	50人
	9月	3 9 人

#### 2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間がありますが、それらの平成30年中(介護休暇及び介護時間については、平成30年度中)の取得状況については、次のとおりです。

#### (1) 年次休暇の取得状況

(H30. 1. 1∼H30. 12. 31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
A	В	С	B/C	B/A
695, 426. 0 日	217, 296. 9 日	17, 934 人	12.1 日	31. 2%

- (注) 1 対象職員には、派遣職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、期間中に育児 休業又は休職をした職員、調査対象期間の中途に採用された職員は含まない。
  - 2 半日は0.5日とし、時間数は7時間45分を1日に換算して計上している。

#### (2) 病気休暇の取得状況

(H30. 1. 1∼H30. 12. 31)

取得者実人数	取得実績	(延べ)
以付有 关八剱	日数	時間数
3, 186 人	46, 473 日	15, 139 時間

- (注) 1 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員は含まない。 (以下、特別休暇、介護休暇、介護時間及び育児休業等において同じ。)
  - 2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日として計上している。

## (3)特別休暇の取得状況

(H30. 1. 1∼H30. 12. 31)

種類		取得者	取得実績	(延べ)	
	付与日数 (概要)	実人数	日数	時間数	
(H29. 4. 1 現在)		(人)	(目)	(時間)	
選挙等休暇	必要と認められる期間	1	0.0	3	
証人等休暇	必要と認められる期間	3	8. 5	6	
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間	6	21.5	32	
ボランティア休暇	7 日	9	13. 5	7	
結婚休暇	連続7日	236	1, 291. 5	64	
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間	3		E	
妊婦の未務軽減等が暇	(適宜の休息又は補食)	ა	_	5	
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間	2	_	44	
対策のと思うが変化が収	(1日1時間以内)	۷	_	44	
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	151	348. 5	1, 131	
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	231	9, 174. 0	379	
産後休暇	8週間	241	11, 833. 0	56	
育児休暇	1日2回、各60分以内	87	_	5, 203	
生理休暇	必要な期間	52	172. 0	70	
配偶者出産休暇	3 日	260	563.0	306	
育児参加休暇	5 日	152	492.0	260	
子の看護休暇	5日 (2人以上は10日)	2, 370	5, 489. 0	13, 692	
短期介護休暇	5日 (2人以上は10日)	363	822. 0	3, 036	
服忌休暇	1日~連続10日	2, 337	6, 214. 5	667	
祭日休暇	1日	233	229. 5	78	
夏季休暇	4日	18, 264	71, 091. 0	1,660	
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	3	8.0	11	
出勤困難休暇	必要と認められる期間	175	30.0	244	
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	7	3.0	1	

<sup>(</sup>注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

## (4) 介護休暇の取得状況

(H30. 4. 1∼H31. 3. 31)

	介護休暇				要介語	<b></b>	(人)			
	取得者数 (人)	計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
女性職員	20	20	1	13	5	0	0	0	1	0
計	24	24	1	17	5	0	0	0	1	0

## 【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)					
	計	全日型中心	時間型中心	その他		
男性職員	4	3	1	0		
女性職員	20	20	0	0		
計	24	23	1	0		

## 【承認期間別】

		介護休暇承認期間別 (人)							
	크 <b>나</b>	1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え		
	計	1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	3月胆ん		
男性職員	4	1	1	1	0	0	1		
女性職員	20	11	4	3	1	0	1		
計	24	12	5	4	1	0	2		

(注) 介護休暇取得者数については、平成30年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

## (5) 介護時間の取得状況

(H30. 4. 1∼H31. 3. 31)

	介護時間				要介記	<b></b>	(人)			
	取得者数 (人)	計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

## 【承認期間別】

		-							
		介護時間承認期間別 (人)							
			с <del>П ±</del> л.ъ	1年超え	1年6月	2年超え	0年6日		
	計	6月以下	6月超え	1年6月	超え	2年6月	2年6月		
			1年以下	以下	2年以下	以下	超え		
男性職員	0	0	0	0	0	0	0		
女性職員	1	1	0	0	0	0	0		
計	1	1	0	0	0	0	0		

### 3 育児休業等の取得状況

### (1) 育児休業の取得状況

育児休業の平成30年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数 (人)				
	平成 30 年度新規取得者	前年度から取得中の者			
男性職員	18	0			
女性職員	219	238			
計	237	238			

### 【承認期間別】

	育児休業承認期間別(平成30年度新規取得者) (人)							
	6月以下	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	計	
	6月以下	1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下	2年6月起え		
男性職員	15	2	1	0	0	0	18	
女性職員	7	83	65	42	9	13	219	
計	22	85	66	42	9	13	237	

また、平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(前年度に取得可能となった職員を除く。)と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)						
	(育児休業対象者数) うち育児休業取得者数						
男性職員	323	17 (5.3%)					
女性職員	223	215 (96.4%)					
計	546	232 (42.5%)					

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者 (産後休暇中の者を除く。)

### (2) 部分休業の取得状況

部分休業の平成30年度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人) 平成 30 年度新規取得者 前年度から取得中の者					
男性職員	2	0				
女性職員	34	11				
計	36	11				

### 【承認期間別】

	部分休業承認期間別(平成30年度新規取得者) (人)							
1年以下		1年超え	2年超え	3年超え	4年超え	5年超え	計	
	1 平以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	3 平旭人		
男性職員	2	0	0	0	0	0	2	
女性職員	25	0	3	1	3	2	34	
計	27	0	3	1	3	2	36	

### (3) 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分の短時間勤務を可能とするものですが、平成 30 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児短時間勤務取得者数 (人)					
	平成 30 年度新規取得者 前年度から取得中の者					
男性職員	0	0				
女性職員	2	3				
計	2	3				

## 【承認期間別】

	育児短時間勤務					
	3月以下	3月超え	3月超え 6月超え		計	
	3月以下	6月以下	9月以下	9月超え		
男性職員	0	0	0	0	0	
女性職員	0	2	0	0	2	
計	0	2	0	0	2	

### 【勤務形態別】

	勤務形態別(平成29年度新規取得者) (人)					
	1日3時間55分 1日4時間55分 週3日 週2日半				計	
	(週 19 時間 35 分)	(週 24 時間 35 分)	(週 23 時間 15 分)	(週 19 時間 25 分)		
男性職員	0	1	0	0	1	
女性職員	0	0	2	0	2	
計	0	1	2	0	3	

#### 4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2年以内、1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、平成30年度中の取得者はありませんでした。

#### 5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前5年以内の日から定年退職日までの期間における 1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、平成30年度中の取 得者はありませんでした。

### 6 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修 については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものです が、平成30年度中の取得状況は、次のとおりです。

		自己啓発等休業取得者数 (人)					
	平成30年度新規取得者 前年度から取得中の者						
	大学等課程の履修	の履修 国際貢献活動 大学等課程の履修 国際貢献活動					
男性職員	0	0	0	0			
女性職員	3	0	3	0			
計	3	0	3	0			

### 7 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年以内の休業を可能とするものですが、平成30年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数(人)						
	平成 30 年度新規取得者	前年度から取得中の者					
男性職員	0	0					
女性職員	1	3					
計	1	3					

## V 分限及び懲戒の状況

## 1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることになりますが、平成30年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)	分限処分 (件)				= <del></del>
処分事由	降任	免職	休職	降給	ĦΠ
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	264		264
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は	0	0			0
過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	265	0	265

# 2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に付されることになりますが、平成30年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				
処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	1	2	4	0	7
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	4	3	1	1	9
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあ	8	8	6	6	28
った場合	0	0	O	O	20
計	13	13	11	7	44

# 【具体的事由別】

	処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				
具体	本的事由	戒告	減給	停職	免職	計
<u></u>	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
本	一般服務違反関係	3	1	2	4	10
人の	一般非行関係	1	4	5	1	11
収賄等関係 行		0	0	0	1	1
為	道路交通法違反	8	6	4	1	19
<b>河</b>	小計	12	11	11	7	41
監督責任		1	2	0	0	3
	計	13	13	11	7	44

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。

# VI 服務の状況

## 1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、 当該義務が免除される場合(職専免)として、次の場合があります。

(H31.4.1 現在)

職専免	が認め	En	ス担合
111以 分 元	かがめり	いなし	(a) 場(ロ)

#### I 法律に特別な定めがある場合

(例) 地方公務員法(以下「法」という。)第55条第8項に規定された適法な交渉

#### Ⅱ 条例に特別な定めがある場合 《以下の1~3》

- 1 研修を受ける場合
- 2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

#### 3 上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の①~⑧》

- ① 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ② 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- ③ 法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- ④ 法第49条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
- ⑤ 法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
- ⑥ 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- ⑦ 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合

#### ⑧ 上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア~ケ》

- ア 大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合(30日以内)
- イ 高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合(10日以内)
- ウ 夜間制 2 年課程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合(30 日以内)
- エ スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
- オ 青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
- カ 青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
- キ 家族を看護する場合(3日以内)
- ク 全国障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
- ケ 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合
- (注) ⑧の各場合 (ア〜ケ) については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者もおおむねこれにならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

# 2 営利企業への従事等の制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業への従事等をする場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(H31.4.1 現在)

- (1) 職務の遂行に支障がないこと
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (3) 地方公務員法の精神に反しないこと

また、平成30年度中の許可状況(新規の許可及び過年度の許可に係る更新)については、次のとおりです。

区分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的と する会社その他の団体の役員、顧問、評議員そ の他これらに準ずる地位を兼ねる場合	10	・株式会社(第3セクター)役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	4	・相続による不動産経営
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	328	・試験監督員等(検定試験等) ・非常勤講師(大学、公益団体等) ・嘱託医等(公益団体等) ・鑑定人(検察庁等)
計	342	

# Ⅲ 退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2から第38条の7までの規定において、職員の退職管理について定められています。

これを受けて、本県においては、「職員の退職管理に関する条例」に基づき、退職時の職位が課長級以上の職員に対して、離職後2年間、再就職情報の届出を義務付けています。

平成 30 年度中に県を退職した課長級以上の職員に係る令和元年 7 月 31 日現在の再就職 状況は、次のとおりです。

【退職職員(※1)の再就職状況の概要】

	県に再就職			県以外に	に再就職				
	再任用	その他	国、他	地方独	公社等	その他	小計	届出	計
区分		(非常勤	地方公	立行政	(※2)	民間団		なし	
		特別職	共団体	法人		体等			
		等)	等						
知事部局等	16	1	1	0	10	18	46	3	49
病院局	1	0	0	0	0	2	3	0	3
教育庁等 (※3)	3	2	1	0	0	8	14	9	23
警察	0	0	0	0	0	9	9	0	9
計	20	3	2	0	10	37	72	12	84

- ※1 退職時の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。
- ※2 県が出資等を行う法人(地方独立行政法人を除く。)で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が25%以上出資等している法人(平成30年7月1日現在22法人)
- ※3 教育庁及び教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関

# ™ 研修の状況

# 1 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修(職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。)として、平成30年度に実施した内容については、次のとおりです。

# 【自治研修所研修】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
	新採用者前期研修	新たに採用された職員	173
	新採用者後期研修	新採用者前期研修を修了した職員	171
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した職員	100
++-	主査研修	主査(主査級)に昇任した職員	53
基本	主査第2部研修	主査(主査級)に昇任後3年の年数を経 過した職員	85
研	主幹研修	主幹(主幹級)に昇任した職員	127
修	管理者入門研修	新たに本庁のグループマネージャー又は 出先機関の課長等の職に就いた職員	91
	課長研修	課長(課長級)に昇任した職員	39
	再任用者研修	新たに任用された再任用職員	44
	小計		883
	法制執務研修	全階層	29
	ロジカルシンキング研修	同上	20
	地域力創造研修	同上	10
	政策法務研修	同上	13
	クレーム対応研修	同上	14
	わかりやすい話し方・説明のしかた研修	同上	38
	WIN・WINの交渉術研修	同上	20
選	ロジカルプレゼンテーション研修	同上	35
択	リスクマネジメント研修	主幹級以上の職員	7
研	カウンセリングマインド研修	全階層	8
修	トレーナー研修	全階層 (トレーナーは必修)	140
	OJTの進め方研修	全階層	6
	ダイバーシティマネジメント研修	主幹級以上の職員	17
	タイムマネジメント研修	全階層	16
	行政サービス最適化研修	同上	9
	仕事の段取り力向上研修	同上	42
	女性職員キャリアビジョン研修	全階層の女性職員	17
	小計		441

特別	管理者セミナー	総括主幹級~部長級の職員	150
特別研修	小計		150
	計		1, 474

(注)研修の多くが県職員と市町村職員等との合同研修であるが、表では県職員の状況のみを記載している。

# 【部局研修】

・ 知事部局における各種専門研修 (計768名修了)

# 【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・ 病院局における各種研修 (計346名修了)
- ・ 教育庁における各種研修 (計4,814名修了)
- ・ 警察本部における各種研修 (計4,241名修了)

# 区 福祉及び利益の保護の状況

# 1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止対策として、平成30年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
	セクハラ相談室の管理運営(専門相談員2名)
知事部局	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)
	所属相談員の周知
	会議の場を利用しての周知
病院局	セクハラ相談員による相談受付
	相談体制の周知
教育庁等	専門相談員の設置及び周知
教育月 等	所属相談員の周知
	ハラスメント相談員の指定とその周知
警察	セクハラ・パワハラ目安箱の運用
言宗	執務資料の発出
	ハラスメント相談員研修会
選挙管理委員会事務局	所属相談員の周知

(注) 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。(以下2~4において同じ。)

# 2 パワーハラスメントの防止対策

職場におけるパワーハラスメント (パワハラ) 防止対策として、平成 30 年度に実施 した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容			
加事如日	自治研修所での研修実施(カリキュラムの一部として)			
知事部局 	相談員の周知			
	会議の場を利用しての周知			
病院局	ハラスメント対策委員会の開催			
7円元月	相談員による相談受付			
	相談員名簿を院内に掲示、配付等により周知			
教育庁等	所属相談員の周知			
	ハラスメント相談員の指定とその周知			
· 整察	セクハラ・パワハラ目安箱の運用			
音祭	執務資料の発出			
	ハラスメント相談員研修会			
選挙管理委員会事務局	所属相談員の周知			

# 3 定期健康診断の実施状況

職員に対する平成30年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

# 【受診状況】

如已处	対象職員(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
部局等	A	В	B/A
知事部局等	3,651	3,651	100.0
病院局	1,497	1,497	100.0
教育庁等	524	524	100.0
歡察	2,658	2,658	100.0
計	8,330	8,330	100.0

# 【総合判定結果】

	<b>亚</b>	結 果	(人)			有所見率
部局等	受診者数	異常な	要指導	要医療	治療継	(%)
即河子	(人) A	L	安相等 B	安区原 C	続	(B+C+D)/
	()() A		Б	C	D	A
知事部局等	3,651	333	1,463	1,033	822	90.9
病院局	1,497	648	342	335	172	56.7
教育庁等	524	29	223	157	115	94.5
警察	2,658	215	1,114	676	653	91.9
計	8,330	1,225	3,142	2,201	1,762	85.3

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本 部長を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。

# 4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況

職員に対する平成30年度の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況については、次のとおりです。

# 【受検状況】

<b>₩</b>	対象職員(人)	受検者数(人)	受検率(%)
部局等	A	В	B/A
知事部局等	4,391	3,947	89.9
病院局	1,534	1,324	86.3
教育庁等	537	524	97.6
警察	2,713	2,659	98.0
計	9,175	8,454	92.1

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本 部長を除く任命権者の事務局(各種委員会等の事務局)を指す。

# 5 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、平成30年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

# 【会員数】

部局等	互助団体名	会員数(人)
知事部局等	(一財) 青森県職員厚生会	5,127
教育庁等	(一財) 青森県教職員互助会	11,575
歡察	(一財) 青森県警察協会	2,669

# 【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入(千円) A	県補助金(千円) B	A : B
知事部局等	132,662	0	1:-
教育庁等	358,934	0	1:-
警察	76,707	0	1:-

- (注) 1 職員互助団体への補助については、平成19年度から行われていない。
  - 2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命 権者の事務局(病院局及び各種委員会等の事務局)を指す。
  - 3 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機 関を指す。

# 第2部 青森県人事委員会の業務の状況 (令和元年6月18日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)

平成30年度における青森県人事委員会の業務の概要について

令和元年6月18日

青森県人事委員会

# 目 次

		ページ
1	競争試験及び選考の状況	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	3
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	5
4	不利益処分に関する審査請求の状況	5

# 1 競争試験及び選考の状況

# (1) 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており(地方公務員法第17条の2第 1項)、平成30年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりです。

- ₫-	議の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		<b>巫殿位</b> 索	松田1日	
Ti-	以 映 切 性 類	中込有剱	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験倍率	採用人員	
+	卒 程 度	531	427	224	211	119	3.6	107	
十大	平 住 及	(536)	(440)	(264)	(248)	(142)	(3.1)	(128)	
大卒程度(社会人枠)		136	97	26	24	8	12. 1	6	
八台		(185)	(139)	(32)	(31)	(9)	(15.4)	(7)	
短	大卒程度	19	19	8	7	2	9. 5	2	
炡	八华住及	(19)	(17)	(5)	(5)	(1)	(17.0)	(1)	
高	卒 程 度	214	208	90	89	42	5.0	34	
同	平 住 及	(228)	(216)	(100)	(93)	(43)	(5.0)	(35)	
	警察官A	225	167	127	117	43	3.9	35	
	(男性)	(301)	(220)	(168)	(126)	(50)	(4.4)	(40)	
	警察官A	67	45	29	25	10	4. 5	6	
警	(女性)	(81)	(46)	(35)	(25)	(12)	(3.8)	(8)	
察	警察官A	2	2	2	2	1	2.0	1	
官	(武道指導/柔道)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2.0)	(1)	
試	警察官A	0	_	-	-	_	-	_	
験	(武道指導/剣道)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	
	警察官B	307	247	163	143	41	6.0	35	
	(男性)	(390)	(321)	(210)	(188)	(34)	(9.4)	(25)	
	警察官B	104	86	40	38	10	8.6	9	
	(女性)	(103)	(76)	(56)	(49)	(12)	(6.3)	(11)	
	合 計	1,605	1, 298	709	656	276	4.7	235	
		(1,846)	(1,478)	(871)	(766)	(304)	(4.9)	(256)	

- (注) 1 ( )内は、平成29年度の実施状況である。
  - 2 受験倍率は 第1次試験の受験者数 である。

# (2) 選 考

競争試験によることが不適当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条の2)、平成30年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりです。

[適用根拠規定(人事委員会規則6-15第33条各号)別状況]

	部局	知	事		教 育	警 察	各 種	<b>≟</b> I.	
規	定	部	局	病院局	委員会	本 部	委員会	計	
第1号	役付の職		人 2	人	人 4	人 1	人	人 7	
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					24		24	
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の 試験又は選考に合格した者をもって補充しよう とする職で、当該試験又は選考に係る職と職務 の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認 めるもの								
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に 現に正式に任用されている者又はかつて正式に 任用されていた者をもって補充しようとする職 で、その者が現に任用されている職又はかつて 任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同 等以下と人事委員会が認めるもの		7					7	
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようと する職で、その者がかつて任用されていた職と 職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会 が認めるもの		2	2		6		10	
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと 人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性 により職務の遂行能力について順位の判定が困 難であると人事委員会が認める職		11	103				114	
第7号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職								
第8号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26 年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により 任期を定めて採用された者をもつて補充しよう とする職								
第9号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人事委員会が認める職	(	6 (32)					6 (32)	
	計		28 32)	105	4	31		168 (32)	

<sup>(</sup>注) 1 発令日が30. 4. 1~31. 3.31の採用者である。

<sup>2 ( )</sup>内は、無給併任職員で外数である。

### 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、平成30年10月11日、議会及び 知事に対して、県職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

平成30年10月11日

# 平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

## <本年の給与等に関する報告及び勧告のポイント>

# 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 給料表の水準を引上げ(若年層に重点を置きながら全年齢層において引上げ)
- ② ボーナスを引上げ(年間O.05月分)、勤務実績に応じた給与を推進するため、 勤勉手当に配分

## 1 給与勧告の基本的考え方

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断

#### 2 本年の給与の改定

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内397民間事業所のうちから無作為 抽出した153事業所を実地調査(完了率91.2%)

#### <月例給>

## (1) 給料表

- ・職員給与が民間給与を650円(0.19%)下回る
  - ※ 県職員と県内民間従業員の平成30年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、 年齢の同じ者同士を比較
- ・人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置きながら、全年齢層において引上げ改定 (行政職:初任給1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円 の引上げを基本に改定)

#### (2) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況等を勘案し、医師に係る手当額を引上げ改定

#### <ボーナス>

#### 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.25月分
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

### (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期			
30年度 期末手当	1.175月(支給済み)	1.325月(改定なし)			
勤勉手当	0.85 月 (支給済み)	0.90 月(現行0.85			
		月)			
31年度 期末手当	1.25 月	1.25 月			
以降 勤勉手当	0.875月	0.875月			

### <実施時期>

・月 例 給:平成30年4月1日 ・ボーナス:平成30年12月1日

## 【参考】

職員1人当たりの改定後の給与額等〔行政職:平均年齢 41.8歳 経験年数 20.5年〕

平均給与月額 350,361 円 (595円 0.17%) 平均給与額(年間) 5,706 千円 (27千円 0.48%)

※1 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、 単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

- 2 平均給与額(年間)は、平均給与月額の年額に期末手当及び勤勉手当を加えた額である。
- 3 ()内の数値は、平成30年4月1日在職者の給与を基に改定前後の差を算定したものである。

## <宿日直手当>

人事院勧告の内容に準じて、手当額を引上げ改定(実施時期:平成30年4月1日)

#### 3 人材の確保

- 人材確保の厳しい状況を踏まえ、受験者確保のための様々な取組を強化しているところ
- ・ 今後とも任命権者と連携して受験者の掘り起こしを行うなど、本県の将来を担う有為な人 材の確保に取り組む

### 4 総実勤務時間の縮減

## (1) 長時間勤務の是正

#### ア 時間外勤務の縮減

- ・ 国家公務員について、超過勤務命令の上限時間等を人事院規則で定めることとされていることを踏まえれば、各任命権者においては、三六協定適用事業所以外の所属の時間外勤務に係る上限時間等について、他県の動向等も踏まえて検討を行うことが適当
- ・ 長時間勤務の是正は、職員の健康保持や職務能率の向上のみならず、過重労働による過 労死等の防止、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進や公務を目指す有為な 人材の確保といった観点からも、極めて重要な課題。一方、県民のニーズに的確に対応 し、適時適切な行政サービスを提供するという公務の役割がある
- ・ これらを調和させて実現するためには、時間外勤務の上限設定等の検討のほか、各任命権者による時間外勤務の要因分析を踏まえた職員配置の精査、各所属において管理職員と担当職員が一緒になって業務行程の効率的見直しや業務の取捨選択等を考え、成果に結びつけていく所属全体での取組を継続していくことが不可欠。更には様々な技術革新の進展を踏まえ、ICTやAI等を活用した定型業務の自動化等に向けた果敢な取組を進めていくことも必要

#### イ 教職員の多忙化解消

学校現場における教職員の多忙化解消に当たっては、国が示した方策等を基に、教育委員会と学校がそれぞれ担うべき役割を果たしながら、連携して取組を継続していく必要

### (2) 年次休暇の取得促進

- ・ 各任命権者において、国と同様に、職員が年次休暇を5日以上確実に使用できるよう配慮
- ・ 各所属における業務の効率的運営等を図るとともに、休暇を取得しやすい職場環境をつくり、所属全体で休暇の取得促進に向けた取組を進める

#### 5 高齢者の雇用

- ・ 人事院は、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意 見の申出」を行ったところ
- ・ 今後の国の制度設計を踏まえ、他の都道府県の状況や本県の実情を勘案しながら、定年 の引上げや再任用制度のあり方についての検討を行っていく必要

# 6 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応

各任命権者においては、国から示された任用及び勤務条件の取扱いに留意しつつ、円滑な施行に向けて条例等の整備などの措置を講ずる必要

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 平成30年度においては、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越した1件が取り下げられた 結果、平成30年度末における係属事案はありません。

## 4 不利益処分に関する審査請求の状況

平成30年度においては、新たな審査請求が1件あり、前年度から繰り越した2件と合わせた3件について判定(却下2件、棄却1件)を行った結果、平成30年度末における係属事案はありません。